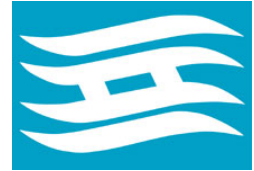


兵庫県公報

令和元年11月12日 火曜日 第 57 号

発行人
兵庫県
神戸市中央区下山手通
5丁目10番1号

毎週火曜日及び金曜日発行、
その日が休日のときはその翌日



(兵庫県民の旗=県旗)

目次

告 示		ページ
○ 生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律に基づく指定医療機関の指定（生活支援課）	2	2
○ 生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律に基づく指定医療機関の廃止の届出（同）	3	3
○ 生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律に基づく指定介護機関の指定（同）	3	3
○ 生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律に基づく指定介護機関の名称等の変更及び廃止の届出（同）	4	4
○ 生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律に基づく指定施術機関の指定（同）	5	5
○ 生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律に基づく指定施術機関の廃止の届出（同）	5	5
○ 土地改良区役員の退任及び就任の届出（農地整備課）	6	6
○ 土地改良区の定款の変更認可（同）	7	7
○ 県営土地改良事業計画の決定及び関係書類の縦覧（同）	7	7
○ 国土調査の成果の認証（同）	7	7
○ 土壌汚染対策法に基づく形質変更時要届出区域の指定の解除（水大気課）	10	10
○ 公共測量を実施する旨の通知（契約管理課）	10	10
○ 同 上（同）	11	11
○ 同 上（同）	11	11
○ 同 上（同）	11	11
○ 昭和41年兵庫県告示第149号（一般競争入札等に参加する者に必要な資格等）の一部改正（同）	11	11
○ 道路の区域の変更及び供用開始（道路保全課）	12	12
○ 同 上（同）	13	13
○ 道路の位置指定（淡路県民局）	13	13
公 告		
○ 土砂災害警戒区域等の指定手続に関する要領に基づく土砂災害警戒区域の指定の案の閲覧（砂防課）	13	13
○ 同 上（同）	15	15
○ 同 上（同）	15	15
○ 同 上（同）	16	16
○ 同 上（同）	17	17
○ 同 上（同）	18	18
○ 土砂災害警戒区域の改正の案の閲覧（同）	19	19
○ 同 上（同）	20	20
○ 同 上（同）	20	20
○ 同 上（同）	21	21
○ 同 上（同）	21	21
○ 同 上（同）	22	22
○ 同 上（同）	23	23
○ 同 上（同）	23	23
○ 土砂災害警戒区域等の指定手続に関する要領に基づく土砂災害特別警戒区域の指定の案の閲覧（同）	24	24
○ 同 上（同）	28	28
○ 同 上（同）	31	31

○ 同 上 (同)	32
○ 同 上 (同)	36
○ 同 上 (同)	39
○ 落札者等の公示 (管理課)	45
○ 都市計画法第36条第3項に基づく工事完了公告 (東播磨県民局)	46
○ 同 上 (北播磨県民局)	46
○ 同 上 (同)	46
○ 同 上 (中播磨県民センター)	47
病院局公告	
○ 入札公告	47
公安委員会規則	
○ 兵庫県道路交通法施行細則の一部を改正する規則	49

公布された法令のあらまし

●兵庫県道路交通法施行細則の一部を改正する規則 (公安委員会規則第4号)

道路交通法及び道路交通法施行規則の一部改正により運転免許証及び運転経歴証明書の再交付の申請に関する規定を改めること並びに運転経歴証明書の交付の申請に係る規定を整備すること、通行禁止駐車禁止時間制限駐車区間除外指定車標章 (以下「禁止除外車標章」という。) を車両の前面の見やすい箇所に掲示していることにより公安委員会の交通規制の対象から除く車両の一部を改めること、禁止除外車標章及び駐車禁止除外指定車標章 (兵庫県道路交通法施行細則第2条第4項第3号に掲げる車両に係る駐車禁止除外指定車標章を除く。) の有効期間を見直し、被交付者の利便の向上を図るとともに、許可事務を効率的かつ合理的に管理することにより業務の合理化を図ること、駐車許可車標章の様式を改めること等に伴い、関係規定について所要の整備を行うこととした。

告 示

兵庫県告示第550号

生活保護法 (昭和25年法律第144号) 第49条及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律 (平成6年法律第30号) 第14条第4項の規定により、医療を担当させる機関を次のとおり指定した。

令和元年11月12日

兵庫県知事 井戸敏三

指定医療機関

名 称	所在地	指定年月日
新世薬局宇原店	洲本市宇原2251-2	令和元年9月1日
新世薬局洲本本町店	同 市本町2-2-11	同
新世薬局納店	同 市納215	同
新世薬局都志店	同 市五色町都志大日68-3	同
新世薬局芦屋東山店	芦屋市東山町15-12 1F	同
吉田薬局芦屋店	同 市船戸町3-24-1	同
医療法人昭峰会安藤歯科医院伊丹院	伊丹市中野東2-363	同
サクラ薬局タミー店	同 市西台1-1-1 阪急伊丹リータ1階	同
新世薬局平津店	加古川市米田町平津413-1	同
さくらファミリー歯科	赤穂市中広字別所55-3 イオン赤穂店2階	令和元年10月1日

たわらもと内科・糖尿病内科	宝塚市逆瀬川1—11—1 アピア2 1階	同
さくら薬局逆瀬川店	同 上	同
やすらぎ訪問看護ステーション	宝塚市小林2—10—17	令和元年10月4日
いずみ薬局	三田市南が丘1—30—28	同 年9月1日
フラワー薬局八鹿店	養父市八鹿町八鹿1834—6	同
フラワー薬局丹波店	丹波市氷上町石生1783—6 ザ・ビッグエクストラ氷上店内	同
新世薬局福良店	南あわじ市福良甲1528—5	同
木村眼科	朝来市和田山町和田山232	令和元年8月1日
新世薬局夢舞台店	淡路市夢舞台1—34	同 年9月1日
新世調剤薬局一宮店	同 市多賀1283—2	同
新世薬局新島店	同 市志筑新島10—11	同
新世薬局田井店	同 市志筑1791—5	同
新世薬局大町店	同 市大町下362—5	同
新世薬局志筑連上店	同 市志筑1718—1	同
フラワー薬局猪名川店	川辺郡猪名川町白金2—1 イオンモール猪名川3F	同



兵庫県告示第551号

生活保護法(昭和25年法律第144号)第50条の2及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律(平成6年法律第30号)第14条第4項の規定により、次の指定医療機関から廃止の届出があった。

令和元年11月12日

兵庫県知事 井戸敏三

廃止の届出があった指定医療機関

名 称	所在地
洲本市国民健康保険鮎原診療所	洲本市五色町鮎原西1—1
吉田薬局芦屋店	芦屋市船戸町3—24—1
サクラ薬局タミー店	伊丹市西台1—1—1 阪急伊丹リータ1階
ヤマシン訪問看護ステーション兵庫	川西市久代3—30—20 グレイス川西203
にしき歯科	丹波篠山市宮田字門田ノ坪232—1
木村眼科	朝来市和田山町和田山232
フラワー薬局猪名川店	川辺郡猪名川町白金2—1 イオンモール猪名川3F



兵庫県告示第552号

生活保護法(昭和25年法律第144号)第54条の2第1項及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰

国した中国在留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項の規定により、居宅介護若しくは居宅介護支援計画の作成、福祉用具の給付、施設介護、介護予防若しくは介護予防支援計画の作成又は介護予防福祉用具の給付を担当する機関を次のとおり指定した。

令和元年11月12日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

指定介護機関

名 称	所在地	開設者	サービス種類	指定年月日
伊丹市恒生脳神経外科病院	伊丹市西野 1—300—1	医療法人社団六心会	訪問リハビリテーション・介護予防訪問リハビリテーション	令和元年8月1日
みやそう病院	同 市北野 2—113—3	医療法人社団慎正会	訪問看護・居宅療養管理指導	同 年9月1日
栗尾整形外科	相生市山崎町227—1	栗 尾 重 徳	介護予防通所リハビリテーション	同 年8月1日
別府なのはな薬局	加古川市別府町石町6—4—101	株式会社グッドプランニング	居宅療養管理指導・介護予防居宅療養管理指導	同 年9月4日
かんざき訪問診療クリニック	神崎郡神河町栗賀町527—1	薄 木 洋 明	居宅療養管理指導・介護予防居宅療養管理指導	同 年8月18日



兵庫県告示第553号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第4項において準用する同法第50条の2及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国在留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項の規定により、次の指定介護機関から名称等の変更及び廃止の届出があった。

令和元年11月12日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

1 名称等の変更の届出があった指定介護機関

名 称	所在地	開設者	開設者所在地	変更内容
エービーシーケアセンター伊丹	伊丹市稲野町6—86	株式会社ABC医療	西宮市生瀬町1—12—13	所在地
訪問介護センターやすらぎ	宝塚市小林2—10—17	医療法人社団斎藤内科	宝塚市小林5—4—43	同 上
やすらぎ訪問看護ステーション	同 上	同 上	同 上	同 上
ケアセンターやすらぎ	同 上	同 上	同 上	同 上
かるべの郷居宅介護支援事業所	養父市広谷83	社会福祉法人かるべの郷福祉会	養父市十二所871	同 上
同 上	同 市上箇153—1	同 上	同 上	同 上

2 廃止の届出があった指定介護機関

名 称	所在地	開設者	開設者所在地
吉田薬局芦屋店	芦屋市船戸町3-24-1	有限会社弘吉	尼崎市七松町1-3-1-224
サクラ薬局タミー店	伊丹市西台1-1-1 阪急伊丹リータ1階	新世薬品株式会社	淡路市志筑新島10-11
デイサービス花水月	加古川市野口町良野242-1	株式会社ウィズ	加古川市野口町野口58-1
加古川市社会福祉協議会ふれあい訪問介護事業所	同 市加古川町寺家町177-12	加古川市社会福祉協議会	同 市加古川町寺家町177-12
新世薬局平津店	同 市米田町平津413-1	新世薬品株式会社	淡路市志筑新島10-11
ヤマシン訪問看護ステーション兵庫	川西市久代3-30-20 グレイス川西203	株式会社山本進重郎商店	和歌山市西浜1660-180
ハッピーライフ居宅介護支援センター三田	三田市南が丘2-6-12	株式会社ハッピーライフ	三田市南が丘2-6-12
ホームヘルプステーション三田	同 上	同 上	同 上
ハッピーライフデイサービスセンター三田	三田市南が丘2-6-3	同 上	同 上



兵庫県告示第554号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第55条第1項及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項の規定により、施術を担当させる機関を次のとおり指定した。

令和元年11月12日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

指定施術機関

施術者の氏名	施術所の名称	施術所の所在地	指定年月日
越 後 喜 一	越後屋治療院	伊丹市野間1-11-8-203	令和元年8月23日
西 賀 美	ふく整骨院	三田市すずかけ台1-6-6 同 市東本庄西1305-1	同 年10月8日
近 藤 大 輔	同 上	同 市東本庄西1305-1	同
阪 本 祥 規	同 上	同 市すずかけ台1-6-6	同



兵庫県告示第555号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第55条第2項において準用する同法第50条の2及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項の規定により、次の指定施術機関から廃止の届出があった。

令和元年11月12日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

廃止の届出があった指定施術機関

施術者の氏名	施術者の住所	施術所の名称	施術所の所在地
阪 本 祥 規	丹波篠山市東岡屋767—8	三田ふく整骨院	三田市下相野393—8
西 賀 美	同 市黒岡316—8	同 上	同 上
谷 垣 裕 貴	同 市東吹1055	同 上	同 上



兵庫県告示第556号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第17項の規定により、次の土地改良区から役員の退任及び就任の届出があった。

令和元年11月12日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

吉川土地改良区

退任役員

役員の区分	氏 名	住 所
理 事	箕 畑 秀 樹	三木市吉川町毘沙門939番地の1
同	橋 本 均	同 市吉川町市野瀬812番地
同	中 野 廣 三	同 市吉川町楠原687番地の2
同	富 依 多雅藏	同 市吉川町豊岡2955番地
同	森 本 薫	同 市吉川町水上201番地
同	今 井 健 二	同 市吉川町新田914番地の1
同	石 田 昇	同 市吉川町前田238番地の1
同	塚 本 岩 夫	同 市吉川町古川191番地
同	津 下 昌 裕	同 市吉川町実楽156番地
同	山 城 英 孝	同 市吉川町長谷73番地の7
同	中 西 君 一	同 市吉川町西奥108番地
同	五百尾 俊 宏	同 市吉川町奥谷147番地の1
監 事	小 西 進 八	同 市吉川町豊岡1583番地
同	西 原 雅 晴	同 市吉川町富岡68番地
同	芝 崎 榮 重	同 市吉川町湯谷934番地

就任役員

役員の区分	氏 名	住 所
理 事	品 脇 徹	三木市吉川町金会500番地の1
同	箕 畑 秀 樹	同 市吉川町毘沙門939番地の1
同	大 垣 正	同 市吉川町市野瀬889番地の3
同	富 依 多雅藏	同 市吉川町豊岡2955番地
同	高 郷 敬 典	同 市吉川町水上1232番地
同	小 畑 榮 一	同 市吉川町畑枝315番地
同	廣 岡 一 雄	同 市吉川町福井301番地
同	西 原 雅 晴	同 市吉川町富岡68番地
同	黒 田 大 成	同 市吉川町古川848番地
同	西 田 忠 史	同 市吉川町上松9番地
同	中 西 君 一	同 市吉川町西奥108番地
同	五百尾 俊 宏	同 市吉川町奥谷147番地の1
監 事	森 岡 一 彦	同 市吉川町楠原956番地の2
同	土 田 利 一	同 市吉川町上中425番地
同	奥 川 徹	同 市吉川町田谷38番地



兵庫県告示第557号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第30条第2項の規定により、次の土地改良区の定款の変更を認可した。
 令和元年11月12日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

土地改良区の名称	認可年月日
兵庫県天満大池土地改良区	令和元年10月25日
慶野土地改良区	同 月28日



兵庫県告示第558号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第87条第1項の規定により、次の県営土地改良事業を行うため、土地改良事業計画を令和元年10月30日に定めたので、土地改良事業計画書の写しを縦覧に供する。

この計画について不服がある場合には、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に、兵庫県知事に対して審査請求をすること、及びこの計画を定めたことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に、神戸地方裁判所に対し、兵庫県を被告として、この計画の取消しの訴えを提起することができる。

なお、審査請求のみをした場合には、この計画の取消しの訴えは、その審査請求に係る裁決書を受け取った日の翌日から起算して6箇月以内に提起することができる。

令和元年11月12日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

事業名	地区名	縦覧の期間	縦覧の場所
農地整備事業（経営体育成型）	倭文長田地区	令和元年11月12日から 同 年12月2日まで	南あわじ市役所



兵庫県告示第559号

国土調査法（昭和26年法律第180号）第19条第2項の規定により、次のとおり国土調査の成果を認証した。
 令和元年11月12日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

- 1 (1) 調査を行った者の名称
 神崎郡市川町
- (2) 調査を行った期間
 平成21年7月から平成23年3月まで
- (3) 成果の名称
 市川町（上牛尾の一部）の地籍図及び地籍簿
- (4) 調査を行った地域
 市川町上牛尾の一部
- (5) 認証年月日
 令和元年10月30日
- 2 (1) 調査を行った者の名称
 加西市
- (2) 調査を行った期間
 平成28年5月から平成31年1月まで
- (3) 成果の名称
 加西市坂本町（大字坂本の一部）の地籍図及び地籍簿

- (4) 調査を行った地域
加西市坂本町の一部
- (5) 認証年月日
令和元年10月30日
- 3 (1) 調査を行った者の名称
加西市
- (2) 調査を行った期間
平成28年6月から平成31年1月まで
- (3) 成果の名称
加西市三口町（大字三口の一部I）の地籍図及び地籍簿
- (4) 調査を行った地域
加西市三口町の一部
- (5) 認証年月日
令和元年10月30日
- 4 (1) 調査を行った者の名称
相生市
- (2) 調査を行った期間
平成28年6月から平成31年2月まで
- (3) 成果の名称
相生市若狭野町雨内の一部の地籍図及び地籍簿
- (4) 調査を行った地域
相生市若狭野町雨内の一部
- (5) 認証年月日
令和元年10月30日
- 5 (1) 調査を行った者の名称
神崎郡神河町
- (2) 調査を行った期間
平成30年4月から平成31年3月まで
- (3) 成果の名称
神河町（南小田の一部）の地籍図及び地籍簿
- (4) 調査を行った地域
神河町南小田の一部
- (5) 認証年月日
令和元年10月30日
- 6 (1) 調査を行った者の名称
神崎郡神河町
- (2) 調査を行った期間
平成30年4月から平成31年3月まで
- (3) 成果の名称
神河町（杉の一部）の地籍図及び地籍簿
- (4) 調査を行った地域
神河町杉の一部
- (5) 認証年月日
令和元年10月30日
- 7 (1) 調査を行った者の名称
神崎郡神河町
- (2) 調査を行った期間
平成30年4月から平成31年3月まで
- (3) 成果の名称
神河町（鍛冶の一部）の地籍図及び地籍簿

- (4) 調査を行った地域
神河町鍛冶の一部
- (5) 認証年月日
令和元年10月30日
- 8 (1) 調査を行った者の名称
丹波市森林組合
- (2) 調査を行った期間
平成28年6月から平成31年2月まで
- (3) 成果の名称
丹波市市島町南の一部の地籍図及び地籍簿
- (4) 調査を行った地域
丹波市市島町南の一部
- (5) 認証年月日
令和元年10月30日
- 9 (1) 調査を行った者の名称
丹波市森林組合
- (2) 調査を行った期間
平成28年6月から平成31年2月まで
- (3) 成果の名称
丹波市（市島町喜多、上牧の各一部）の地籍図及び地籍簿
- (4) 調査を行った地域
丹波市市島町喜多及び上牧の各一部
- (5) 認証年月日
令和元年10月30日
- 10(1) 調査を行った者の名称
たつの市
- (2) 調査を行った期間
平成26年6月から平成28年2月まで
- (3) 成果の名称
たつの市龍野町島田の一部（5）の地籍図及び地籍簿
- (4) 調査を行った地域
たつの市龍野町島田の一部
- (5) 認証年月日
令和元年10月30日
- 11(1) 調査を行った者の名称
たつの市
- (2) 調査を行った期間
平成27年7月から平成29年2月まで
- (3) 成果の名称
たつの市龍野町日飼の一部（1）の地籍図及び地籍簿
- (4) 調査を行った地域
たつの市龍野町日飼の一部
- (5) 認証年月日
令和元年10月30日
- 12(1) 調査を行った者の名称
南あわじ市
- (2) 調査を行った期間
平成29年7月から平成31年3月まで
- (3) 成果の名称
南あわじ市中条中筋の一部（中条中筋5）の地籍図及び地籍簿

- (4) 調査を行った地域
南あわじ市中条中筋の一部
- (5) 認証年月日
令和元年10月30日
- 13(1) 調査を行った者の名称
加古郡播磨町
- (2) 調査を行った期間
平成29年6月から平成30年11月まで
- (3) 成果の名称
播磨町野添城1丁目地区の地籍図及び地籍簿
- (4) 調査を行った地域
播磨町野添城1丁目
- (5) 認証年月日
令和元年10月30日



兵庫県告示第560号

土壤汚染対策法（平成14年法律第53号）第11条第2項の規定により、形質変更時要届出区域の指定の一部を次のとおり解除する。

令和元年11月12日

兵庫県知事 井戸敏三

- 1 指定を解除する区域
令和元年兵庫県告示第177号により指定した区域（加古郡播磨町新島9番の一部）の一部
- 2 特定有害物質の名称
カドミウム及びその化合物、六価クロム化合物、クロロエチレン、二クロロ四・六ービス（エチルアミノ）一・三・五ートリアジン、シアン化合物、N・Nージエチルチオカルバミン酸Sー四ークロロベンジル、四塩化炭素、一・二ージクロロエタン、一・一ージクロロエチレン、一・二ージクロロエチレン、一・三ージクロロプロペン、ジクロロメタン、水銀及びその化合物、セレン及びその化合物、テトラクロロエチレン、テトラメチルチウラムジスルフィド、一・一・一ートリクロロエタン、一・一・二ートリクロロエタン、トリクロロエチレン、砒素及びその化合物、ふっ素及びその化合物、ベンゼン、ほう素及びその化合物、ポリ塩化ビフェニル並びに有機りん化合物
- 3 汚染の除去等の措置
土壤汚染状況調査の追完



兵庫県告示第561号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、国土交通省近畿地方整備局長から次のとおり公共測量を実施する旨の通知があった。

令和元年11月12日

兵庫県知事 井戸敏三

- 1 作業種類
公共測量（基盤地図情報作成）
- 2 作業期間
令和元年10月20日から令和2年3月31日まで
- 3 作業地域
姫路市、尼崎市、明石市、西宮市、洲本市、芦屋市、伊丹市、相生市、豊岡市、加古川市、赤穂市、西脇市、宝塚市、三木市、高砂市、川西市、小野市、三田市、加西市、丹波篠山市、養父市、丹波市、南あわじ市、朝来市、淡路市、宍粟市、加東市、たつの市、猪名川町、多可町、稲美町、播磨町、市川町、福崎町、神河町、太子町、佐用町及び香美町の各一部



兵庫県告示第562号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、国土交通省近畿地方整備局兵庫国道事務所長から次のとおり公共測量を実施する旨の通知があった。

令和元年11月12日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

- 1 作業種類
公共測量（2級基準点測量及び数値地形図データ作成）
- 2 作業期間
令和元年11月11日から令和2年3月31日まで
- 3 作業地域
西脇市下戸田地先から黒田庄町大伏地先まで



兵庫県告示第563号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、兵庫県知事から次のとおり公共測量を実施する旨の通知があった。

令和元年11月12日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

- 1 作業種類
公共測量（2級基準点測量及び4級基準点測量）
- 2 作業期間
令和元年9月19日から令和2年3月25日まで
- 3 作業地域
相生市相生及び赤穂市高野地内



兵庫県告示第564号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、兵庫県知事から次のとおり公共測量を実施する旨の通知があった。

令和元年11月12日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

- 1 作業種類
公共測量（2級基準点測量、4級基準点測量及び現地測量）
- 2 作業期間
令和元年10月7日から令和2年3月25日まで
- 3 作業地域
豊岡市城崎町桃島及び城崎町湯島地内



兵庫県告示第565号

昭和41年兵庫県告示第149号（一般競争入札等に参加する者に必要な資格等）の一部を次のように改正する。

令和元年11月12日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

第6第1項中「工事契約及び測量・建設コンサルタント等業務契約の競争入札に参加する資格を得ようとする者は、」を「工事又は製造の請負契約、物件の買入れ契約及び役務の調達契約の競争入札に参加する資格を得ようとする者は、」に改め、「製造の請負契約、物件の買入れ契約及び役務の調達契約の競争入札に参加する資格を得ようとする者は、書面による入札参加資格審査申請（以下「書面申請」という。）又は電子申請を、」を削る。

第7第1項第6号中「兵庫県建設工事に係る特別共同企業体取扱要綱5(4)②に規定する資本関係又は人的関係がある者の商号又は名称、」を「兵庫県建設工事に係る特別共同企業体取扱要綱5(4)②に規定する資本関係又は人的関係がある者の有無、商号又は名称、」に改める。

別表を次のように改める。

別表（第6関係）

(1) 工事契約及び測量・建設コンサルタント等業務契約

受付区分	入札参加資格審査の申請		競争入札参加者の資格の有効期間	
	方法	時期	始期	終期
基準受付	電子申請	令和2年1月27日から同年2月10日まで	令和2年7月1日	令和4年9月末日
追加受付	電子申請	令和2年7月1日から同月10日まで	令和2年9月1日	
		令和2年10月1日から同月10日まで	令和2年12月1日	
		令和3年2月1日から同月10日まで	令和3年4月1日	
		令和3年6月1日から同月10日まで	令和3年8月1日	
		令和3年10月1日から同月10日まで	令和3年12月1日	
		令和4年2月1日から同月10日まで	令和4年4月1日	
第6第2項	書面申請	随時	資格を認定した日	

(2) 製造の請負契約、物件の買入れ契約及び物品関係役務の調達契約

受付区分	入札参加資格審査の申請		競争入札参加者の資格の有効期間	
	方法	時期	始期	終期
基準受付	電子申請	令和元年12月2日から同月27日まで	令和2年4月1日	令和5年3月末日
		令和2年1月6日から同月17日まで		
追加受付	電子申請	令和2年4月8日から令和4年9月30日まで	毎月1日から同月末日までの申請受付分は翌々月の1日	
一般競争入札	書面申請	随時	資格を認定した日	

(注) 書面申請の申請時期は、土曜、日曜及び祝日等、兵庫県の休日を定める条例（平成元年兵庫県条例第15号）に定める県の休日を除く。

附 則

(施行期日)

1 この告示は、公布の日から施行する。ただし、第7第1項第6号の規定は、令和2年7月1日から施行する。

(経過措置)

2 改正前の告示の規定は、工事契約及び測量・建設コンサルタント等業務契約の競争入札に参加できる者の資格については令和2年6月末日まで、製造の請負契約、物件の買入れ契約及び物品関係役務の調達契約の競争入札に参加できる者の資格については同年3月末日まで適用する。



兵庫県告示第566号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条の規定により、道路の区域を次のように変更し、令和元年11月12日か

ら供用を開始する。

その関係図面は、令和元年11月12日から2週間、但馬県民局豊岡土木事務所において一般の縦覧に供する。
令和元年11月12日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

道路の種類 路線名	道路の区域				
	区 間	旧新	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)	備考
県道 日高竹野線	豊岡市竹野町和田字太田口42番1から 同 市竹野町和田字太田口403番1まで	旧	6.0から 26.0まで	180.0	
		新	7.0から 28.0まで	180.0	



兵庫県告示第567号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条の規定により、道路の区域を次のように変更し、令和元年11月12日から供用を開始する。

その関係図面は、令和元年11月12日から2週間、但馬県民局養父土木事務所において一般の縦覧に供する。
令和元年11月12日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

道路の種類 路線名	道路の区域				
	区 間	旧新	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)	備考
国道 4 2 9 号	朝来市佐囊字向峠145番1から 同 市佐囊字向峠145番1まで	旧	7.0から 34.0まで	152.0	
		新	13.0から 34.0まで	152.0	



兵庫県告示第568号

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第1項第5号の規定により、次のとおり道路の位置を指定した。
その関係図書は、淡路県民局洲本土木事務所まちづくり建築課において縦覧に供する。

令和元年11月12日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

指定番号	指定年月日 (令和年月日)	位 置	幅 員 (メートル)	延 長 (メートル)
第R01淡路位置 0012号	1. 10. 31	南あわじ市市福永字原口378番9、378番11の 一部、378番14の一部	4.00	14.90

公 告

土砂災害警戒区域等の指定手続に関する要領に基づく土砂災害警戒区域の指定の案の閲覧

土砂災害警戒区域等の指定手続に関する要領（以下「要領」という。）第4条第1項の規定により、土砂災害警戒区域の指定の案を、次のとおり閲覧に供する。

なお、指定しようとする区域内に存する土地若しくは建築物の所有者、管理者又は占有者は、閲覧期間の満

了の日まで、この案について兵庫県知事に意見書を提出することができる。

令和元年11月12日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

1 指定しようとする区域の名称等

名 称	指 定 の 区 域	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
奥東服山(2) I (101030071)	神戸市兵庫区平野町 (別図1のとおり)	急傾斜地の崩壊
奥東服山(3) I (101030072)	神戸市兵庫区平野町 (別図2のとおり)	急傾斜地の崩壊
奥東服山(4) I (101030073)	神戸市兵庫区平野町 (別図3のとおり)	急傾斜地の崩壊
梅元 I-2 (101030074)	神戸市兵庫区梅元町 (別図4のとおり)	急傾斜地の崩壊
祇園山 I-2 (101030075)	神戸市兵庫区上祇園町 (別図5のとおり)	急傾斜地の崩壊
東服(1) I-2 (101030076)	神戸市兵庫区平野町 (別図6のとおり)	急傾斜地の崩壊
東服(2) I-2 (101030077)	神戸市兵庫区平野町 (別図7のとおり)	急傾斜地の崩壊
湊山 I-2 (101030078)	神戸市兵庫区湊山町 (別図8のとおり)	急傾斜地の崩壊
山王 I-2 (101030079)	神戸市兵庫区山王町 (別図9のとおり)	急傾斜地の崩壊
千鳥(2) I-2 (101030080)	神戸市兵庫区千鳥町2丁目 (別図10のとおり)	急傾斜地の崩壊
千鳥(3) I-2 (101030081)	神戸市兵庫区天王町1丁目 (別図11のとおり)	急傾斜地の崩壊
北山 I-2 (101030082)	神戸市兵庫区北山町 (別図12のとおり)	急傾斜地の崩壊
清水(1) I-2 (101030083)	神戸市兵庫区清水町 (別図13のとおり)	急傾斜地の崩壊
里山(1) I-2 (101030084)	神戸市兵庫区里山町 (別図14のとおり)	急傾斜地の崩壊
里山(3) I-2 (101030085)	神戸市兵庫区里山町 (別図15のとおり)	急傾斜地の崩壊
千鳥(5) I-2 (101030086)	神戸市兵庫区千鳥町3丁目 (別図16のとおり)	急傾斜地の崩壊

(別図1から別図16までは省略し、3に記載する場所に備え置いて閲覧に供する。)

2 指定の案の閲覧期間

令和元年11月20日(水)から同年12月4日(水)まで

3 指定の案の閲覧場所

兵庫県神戸県民センター神戸土木事務所公園砂防課、神戸市建設局防災部防災課、中部建設事務所及び兵庫区役所総務課

4 意見書に関する事項

- (1) 様式
要領第 5 条第 2 項の規定により定める様式
- (2) 提出先
兵庫県神戸県民センター神戸土木事務所公園砂防課
〒653-0055 神戸市長田区浪松町 3-2-5
- (3) 提出期限
令和元年12月 4 日（水）まで（当日消印有効）
- (4) 意見要旨及び県の考え方の公表
提出された意見の要旨及びこれに対する兵庫県の考え方は、令和 2 年 2 月 3 日（月）までに、3 に記載する場所において閲覧に供し、及び兵庫県ホームページに掲載し、公表する。



土砂災害警戒区域等の指定手続に関する要領に基づく土砂災害警戒区域の指定の案の閲覧

土砂災害警戒区域等の指定手続に関する要領（以下「要領」という。）第 4 条第 1 項の規定により、土砂災害警戒区域の指定の案を、次のとおり閲覧に供する。

なお、指定しようとする区域内に存する土地若しくは建築物の所有者、管理者又は占有者は、閲覧期間の満了の日まで、この案について兵庫県知事に意見書を提出することができる。

令和元年11月12日

兵庫県知事 井戸敏三

1 指定しようとする区域の名称等

名 称	指 定 の 区 域	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
片島(2)Ⅲ (112030045)	たつの市揖保川町片島（別図 1 のとおり）	急傾斜地の崩壊
原(2)Ⅰ-2 (112030046)	たつの市揖保川町原（別図 2 のとおり）	急傾斜地の崩壊
袋尻Ⅰ-2 (112030047)	たつの市揖保川町袋尻（別図 3 のとおり）	急傾斜地の崩壊

（別図 1 から別図 3 までは省略し、3 に記載する場所に備え置いて閲覧に供する。）

- 2 指定の案の閲覧期間
令和元年11月20日（水）から同年12月 4 日（水）まで
- 3 指定の案の閲覧場所
兵庫県西播磨県民局龍野土木事務所、たつの市役所及び揖保川総合支所
- 4 意見書に関する事項

- (1) 様式
要領第 5 条第 2 項の規定により定める様式
- (2) 提出先
兵庫県西播磨県民局龍野土木事務所河川砂防課
〒679-4167 たつの市龍野町富永宇田井屋畑1311-3
- (3) 提出期限
令和元年12月 4 日（水）まで（当日消印有効）
- (4) 意見要旨及び県の考え方の公表
提出された意見の要旨及びこれに対する兵庫県の考え方は、令和 2 年 2 月 3 日（月）までに、3 に記載する場所において閲覧に供し、及び兵庫県ホームページに掲載し、公表する。



土砂災害警戒区域等の指定手続に関する要領に基づく土砂災害警戒区域の指定の案の閲覧

土砂災害警戒区域等の指定手続に関する要領（以下「要領」という。）第 4 条第 1 項の規定により、土砂災害

警戒区域の指定の案を、次のとおり閲覧に供する。

なお、指定しようとする区域内に存する土地若しくは建築物の所有者、管理者又は占有者は、閲覧期間の満了の日まで、この案について兵庫県知事に意見書を提出することができる。

令和元年11月12日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

1 指定しようとする区域の名称等

名 称	指 定 の 区 域	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
河谷(1)(急) I-2 (110010366)	豊岡市河谷(別図1のとおり)	急傾斜地の崩壊
河谷(2)(急) I-2 (110010367)	豊岡市河谷(別図2のとおり)	急傾斜地の崩壊
鎌田(急) I-2 (110010368)	豊岡市鎌田(別図3のとおり)	急傾斜地の崩壊
法花寺Ⅱ (110010369)	豊岡市法花寺(別図4のとおり)	急傾斜地の崩壊

(別図1から別図4までは省略し、3に記載する場所に備え置いて閲覧に供する。)

2 指定の案の閲覧期間

令和元年11月20日(水)から同年12月4日(水)まで

3 指定の案の閲覧場所

兵庫県但馬県民局豊岡土木事務所河川砂防課及び豊岡市役所建設課(5階)

4 意見書に関する事項

(1) 様式

要領第5条第2項の規定により定める様式

(2) 提出先

兵庫県但馬県民局豊岡土木事務所河川砂防課
〒668-0025 豊岡市幸町7-11

(3) 提出期限

令和元年12月4日(水)まで(当日消印有効)

(4) 意見要旨及び県の考え方の公表

提出された意見の要旨及びこれに対する兵庫県の考え方は、令和2年2月3日(月)までに、3に記載する場所において閲覧に供し、及び兵庫県ホームページに掲載し、公表する。



土砂災害警戒区域等の指定手続に関する要領に基づく土砂災害警戒区域の指定の案の閲覧

土砂災害警戒区域等の指定手続に関する要領(以下「要領」という。)第4条第1項の規定により、土砂災害警戒区域の指定の案を、次のとおり閲覧に供する。

なお、指定しようとする区域内に存する土地若しくは建築物の所有者、管理者又は占有者は、閲覧期間の満了の日まで、この案について兵庫県知事に意見書を提出することができる。

令和元年11月12日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

1 指定しようとする区域の名称等

名 称	指 定 の 区 域	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類

瀬戸(6)(急) I (110010372)	豊岡市瀬戸(別図1のとおり)	急傾斜地の崩壊
津居山(4)(急) I (110010373)	豊岡市津居山(別図2のとおり)	急傾斜地の崩壊
田結(5)(急) I (110010374)	豊岡市田結(別図3のとおり)	急傾斜地の崩壊
田結(6)(急) II (110010375)	豊岡市田結(別図4のとおり)	急傾斜地の崩壊
三原(3)(急) I (110010376)	豊岡市三原(別図5のとおり)	急傾斜地の崩壊
湯島(11)(1) I (110020050)	豊岡市城崎町湯島(別図6のとおり)	急傾斜地の崩壊
簸磯(3)(1) I (110020051)	豊岡市城崎町来日(別図7のとおり)	急傾斜地の崩壊
湯島(10)(1) I-2 (110020052)	豊岡市城崎町湯島(別図8のとおり)	急傾斜地の崩壊
家ノ下(1)(1) I-2 (110020053)	豊岡市城崎町桃島(別図9のとおり)	急傾斜地の崩壊
小見塚(1) I-2 (110020054)	豊岡市城崎町今津(別図10のとおり)	急傾斜地の崩壊
木ノ下(1) I-2 (110020055)	豊岡市城崎町今津(別図11のとおり)	急傾斜地の崩壊
家ノ下(2)(1) I-2 (110020056)	豊岡市城崎町今津(別図12のとおり)	急傾斜地の崩壊

(別図1から別図12までは省略し、3に記載する場所に備え置いて閲覧に供する。)

2 指定の案の閲覧期間

令和元年11月20日(水)から同年12月4日(水)まで

3 指定の案の閲覧場所

兵庫県但馬県民局豊岡土木事務所河川砂防課及び豊岡市役所城崎振興局

4 意見書に関する事項

(1) 様式

要領第5条第2項の規定により定める様式

(2) 提出先

兵庫県但馬県民局豊岡土木事務所河川砂防課
〒668-0025 豊岡市幸町7-11

(3) 提出期限

令和元年12月4日(水)まで(当日消印有効)

(4) 意見要旨及び県の考え方の公表

提出された意見の要旨及びこれに対する兵庫県の考え方は、令和2年2月3日(月)までに、3に記載する場所において閲覧に供し、及び兵庫県ホームページに掲載し、公表する。



土砂災害警戒区域等の指定手続に関する要領に基づく土砂災害警戒区域の指定の案の閲覧

土砂災害警戒区域等の指定手続に関する要領(以下「要領」という。)第4条第1項の規定により、土砂災害

警戒区域の指定の案を、次のとおり閲覧に供する。

なお、指定しようとする区域内に存する土地若しくは建築物の所有者、管理者又は占有者は、閲覧期間の満了の日まで、この案について兵庫県知事に意見書を提出することができる。

令和元年11月12日

兵庫県知事 井戸敏三

1 指定しようとする区域の名称等

名 称	指 定 の 区 域	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
石井(1)Ⅱ (110040127)	豊岡市日高町石井（別図1のとおり）	急傾斜地の崩壊
山田(1)Ⅰ-2 (110040128)	豊岡市日高町山田（別図2のとおり）	急傾斜地の崩壊
名色Ⅰ-2 (110040129)	豊岡市日高町名色（別図3のとおり）	急傾斜地の崩壊
夏栗里ノ前Ⅰ-2 (110040130)	豊岡市日高町夏栗（別図4のとおり）	急傾斜地の崩壊
藤井(1)Ⅰ-2 (110040131)	豊岡市日高町藤井（別図5のとおり）	急傾斜地の崩壊
八代(3)Ⅰ-2 (110040132)	豊岡市日高町八代（別図6のとおり）	急傾斜地の崩壊
八代(1)Ⅰ-2 (110040133)	豊岡市日高町八代（別図7のとおり）	急傾斜地の崩壊
久田谷(1)Ⅰ (210040075)	豊岡市日高町久田谷（別図8のとおり）	土石流

（別図1から別図8までは省略し、3に記載する場所に備え置いて閲覧に供する。）

2 指定の案の閲覧期間

令和元年11月20日（水）から同年12月4日（水）まで

3 指定の案の閲覧場所

兵庫県但馬県民局豊岡土木事務所河川砂防課及び豊岡市役所日高振興局

4 意見書に関する事項

(1) 様式

要領第5条第2項の規定により定める様式

(2) 提出先

兵庫県但馬県民局豊岡土木事務所河川砂防課
〒668-0025 豊岡市幸町7-11

(3) 提出期限

令和元年12月4日（水）まで（当日消印有効）

(4) 意見要旨及び県の考え方の公表

提出された意見の要旨及びこれに対する兵庫県の考え方は、令和2年2月3日（月）までに、3に記載する場所において閲覧に供し、及び兵庫県ホームページに掲載し、公表する。



土砂災害警戒区域等の指定手続に関する要領に基づく土砂災害警戒区域の指定の案の閲覧

土砂災害警戒区域等の指定手続に関する要領（以下「要領」という。）第4条第1項の規定により、土砂災害警戒区域の指定の案を、次のとおり閲覧に供する。

なお、指定しようとする区域内に存する土地若しくは建築物の所有者、管理者又は占有者は、閲覧期間の満

了の日まで、この案について兵庫県知事に意見書を提出することができる。

令和元年11月12日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

1 指定しようとする区域の名称等

名 称	指 定 の 区 域	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
小谷 I-2 (110060259)	豊岡市但東町小谷 (別図1のとおり)	急傾斜地の崩壊
出合(3) II (110060260)	豊岡市但東町出合 (別図2のとおり)	急傾斜地の崩壊

(別図1及び別図2は省略し、3に記載する場所に備え置いて閲覧に供する。)

2 指定の案の閲覧期間

令和元年11月20日(水)から同年12月4日(水)まで

3 指定の案の閲覧場所

兵庫県但馬県民局豊岡土木事務所河川砂防課及び豊岡市役所但東振興局

4 意見書に関する事項

(1) 様式

要領第5条第2項の規定により定める様式

(2) 提出先

兵庫県但馬県民局豊岡土木事務所河川砂防課
〒668-0025 豊岡市幸町7-11

(3) 提出期限

令和元年12月4日(水)まで(当日消印有効)

(4) 意見要旨及び県の考え方の公表

提出された意見の要旨及びこれに対する兵庫県の考え方は、令和2年2月3日(月)までに、3に記載する場所において閲覧に供し、及び兵庫県ホームページに掲載し、公表する。



土砂災害警戒区域の改正の案の閲覧

平成20年兵庫県告示第264号(土砂災害警戒区域の指定)の一部を改正するため、改正の案を、次のとおり閲覧に供する。

なお、改正しようとする区域内に存する土地若しくは建築物の所有者、管理者又は占有者は、閲覧期間の満了の日まで、この案について兵庫県知事に意見書を提出することができる。

令和元年11月12日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

1 改正しようとする区域の案

梅元 I (101030001) の項中別図1、祇園山 I (101030003) の項中別図3、東服(1) I (101030004) の項中別図4、東服(2) I (101030005) の項中別図5、西服(1) I (101030008) の項中別図8、湊山 I (101030016) の項中別図16、山王 I (101030017) の項中別図17、千鳥(2) I (101030019) の項中別図19、千鳥(3) I (101030020) の項中別図20、千鳥(5) I (101030022) の項中別図22、北山 I (101030024) の項中別図24、清水(1) I (101030026) の項中別図26、会下山(1) I (101030032) の項中別図32、耕田 I (101030034) の項中別図34、里山(1) I (101030036) の項中別図36、里山(3) I (101030037) の項中別図37、東服 II (101030045) の項中別図45、西服山(3) II (101030049) の項中別図49、天王(5) II (101030058) の項中別図58、滝山 II (101030063) の項中別図63、鳥原川左支(1) I (201030007) の項中別図76、天王谷川右支(1) I (201030023) の項中別図92を次の図面のとおり改める。

(「次の図面」は省略し、3に記載する場所に備え置いて閲覧に供する。)

2 改正の案の閲覧期間

令和元年11月20日(水)から同年12月4日(水)まで

3 改正の案の閲覧場所

兵庫県神戸県民センター神戸土木事務所公園砂防課、神戸市建設局防災部防災課、中部建設事務所及び兵庫区役所総務課

4 意見書に関する事項

(1) 様式

土砂災害警戒区域等の指定手続に関する要領第 5 条第 2 項の規定により定める様式

(2) 提出先

兵庫県神戸県民センター神戸土木事務所公園砂防課

〒653-0055 神戸市長田区浪松町 3-2-5

(3) 提出期限

令和元年12月 4 日（水）まで（当日消印有効）

(4) 意見要旨及び県の考え方の公表

提出された意見の要旨及びこれに対する兵庫県の考え方は、令和 2 年 2 月 3 日（月）までに、3 に記載する場所において閲覧に供し、及び兵庫県ホームページに掲載し、公表する。



土砂災害警戒区域の改正の案の閲覧

平成22年兵庫県告示第325号（土砂災害警戒区域の指定）の一部を改正するため、改正の案を、次のとおり閲覧に供する。

なお、改正しようとする区域内に存する土地若しくは建築物の所有者、管理者又は占有者は、閲覧期間の満了の日まで、この案について兵庫県知事に意見書を提出することができる。

令和元年11月12日

兵庫県知事 井戸敏三

1 改正しようとする区域の案

今市(2)Ⅱ（112010096）の項中別図70を次の図面のとおりに改める。

（「次の図面」は省略し、3 に記載する場所に備え置いて閲覧に供する。）

2 改正の案の閲覧期間

令和元年11月20日（水）から同年12月 4 日（水）まで

3 改正の案の閲覧場所

兵庫県西播磨県民局龍野土木事務所、たつの市役所及び揖保川総合支所

4 意見書に関する事項

(1) 様式

土砂災害警戒区域等の指定手続に関する要領第 5 条第 2 項の規定により定める様式

(2) 提出先

兵庫県西播磨県民局龍野土木事務所河川砂防課

〒679-4167 たつの市龍野町富永字田井屋畑1311-3

(3) 提出期限

令和元年12月 4 日（水）まで（当日消印有効）

(4) 意見要旨及び県の考え方の公表

提出された意見の要旨及びこれに対する兵庫県の考え方は、令和 2 年 2 月 3 日（月）までに、3 に記載する場所において閲覧に供し、及び兵庫県ホームページに掲載し、公表する。



土砂災害警戒区域の改正の案の閲覧

平成22年兵庫県告示第326号（土砂災害警戒区域の指定）の一部を改正するため、改正の案を、次のとおり閲覧に供する。

なお、改正しようとする区域内に存する土地若しくは建築物の所有者、管理者又は占有者は、閲覧期間の満了の日まで、この案について兵庫県知事に意見書を提出することができる。

令和元年11月12日

兵庫県知事 井戸敏三

1 改正しようとする区域の案

黍田 I (112030020) の項中別図20、原(2) I (112030023) の項中別図23、金剛山 1 I (112030038) の項中別図37、金剛山 I (112030039) の項中別図38、袋尻 I (112030042) の項中別図41を次の図面のとおりに改める。

(「次の図面」は省略し、3に記載する場所に備え置いて閲覧に供する。)

- 2 改正の案の閲覧期間
令和元年11月20日(水)から同年12月4日(水)まで
- 3 改正の案の閲覧場所
兵庫県西播磨県民局龍野土木事務所、たつの市役所及び揖保川総合支所
- 4 意見書に関する事項
 - (1) 様式
土砂災害警戒区域等の指定手続に関する要領第5条第2項の規定により定める様式
 - (2) 提出先
兵庫県西播磨県民局龍野土木事務所河川砂防課
〒679-4167 たつの市龍野町富永字田井屋畑1311-3
 - (3) 提出期限
令和元年12月4日(水)まで(当日消印有効)
 - (4) 意見要旨及び県の考え方の公表
提出された意見の要旨及びこれに対する兵庫県の考え方は、令和2年2月3日(月)までに、3に記載する場所において閲覧に供し、及び兵庫県ホームページに掲載し、公表する。



土砂災害警戒区域の改正の案の閲覧

平成19年兵庫県告示第616号(土砂災害警戒区域の指定)の一部を改正するため、改正の案を、次のとおり閲覧に供する。

なお、改正しようとする区域内に存する土地若しくは建築物の所有者、管理者又は占有者は、閲覧期間の満了の日まで、この案について兵庫県知事に意見書を提出することができる。

令和元年11月12日

兵庫県知事 井戸敏三

- 1 改正しようとする区域の案
百合地(1) II (110010235) の項中別図39、河谷(1)(急) I (110010238) の項中別図42、河谷(2)(急) I (110010239) の項中別図43、庄境(2)(急) I (110010299) の項中別図157、鎌田(急) I (110010311) の項中別図169を次の図面のとおりに改める。
(「次の図面」は省略し、3に記載する場所に備え置いて閲覧に供する。)
- 2 改正の案の閲覧期間
令和元年11月20日(水)から同年12月4日(水)まで
- 3 改正の案の閲覧場所
兵庫県但馬県民局豊岡土木事務所河川砂防課及び豊岡市役所建設課(5階)
- 4 意見書に関する事項
 - (1) 様式
土砂災害警戒区域等の指定手続に関する要領第5条第2項の規定により定める様式
 - (2) 提出先
兵庫県但馬県民局豊岡土木事務所河川砂防課
〒668-0025 豊岡市幸町7-11
 - (3) 提出期限
令和元年12月4日(水)まで(当日消印有効)
 - (4) 意見要旨及び県の考え方の公表
提出された意見の要旨及びこれに対する兵庫県の考え方は、令和2年2月3日(月)までに、3に記載する場所において閲覧に供し、及び兵庫県ホームページに掲載し、公表する。



土砂災害警戒区域の改正の案の閲覧

- (2) 提出先
兵庫県但馬県民局豊岡土木事務所河川砂防課
〒668-0025 豊岡市幸町7-11
- (3) 提出期限
令和元年12月4日(水)まで(当日消印有効)
- (4) 意見要旨及び県の考え方の公表
提出された意見の要旨及びこれに対する兵庫県の考え方は、令和2年2月3日(月)までに、3に記載する場所において閲覧に供し、及び兵庫県ホームページに掲載し、公表する。



土砂災害警戒区域の改正の案の閲覧

平成22年兵庫県告示第156号(土砂災害警戒区域の指定)の一部を改正するため、改正の案を、次のとおり閲覧に供する。

なお、改正しようとする区域内に存する土地若しくは建築物の所有者、管理者又は占有者は、閲覧期間の満了の日まで、この案について兵庫県知事に意見書を提出することができる。

令和元年11月12日

兵庫県知事 井戸敏三

- 1 改正しようとする区域の案
栗栖野Ⅰ(110040004)の項中別図4、山田(1)Ⅰ(110040005)の項中別図5、東河内(3)Ⅰ(110040012)の項中別図12、名色Ⅰ(110040024)の項中別図24、夏栗里ノ前Ⅰ(110040077)の項中別図77、藤井(1)Ⅰ(110040100)の項中別図100、藤井(2)Ⅱ(110040102)の項中別図102、八代(3)Ⅰ(110040110)の項中別図110、八代(1)Ⅰ(110040113)の項中別図113、河江(2)Ⅰ(110040118)の項中別図118、中谷川Ⅰ(210040055)の項中別図181、船谷川Ⅱ(210040060)の項中別図186、河ノ江Ⅱ(210040061)の項中別図187、蛇谷川Ⅱ(210040064)の項中別図190を改める。
(「次の図面」は省略し、3に記載する場所に備え置いて閲覧に供する。)
- 2 改正の案の閲覧期間
令和元年11月20日(水)から同年12月4日(水)まで
- 3 改正の案の閲覧場所
兵庫県但馬県民局豊岡土木事務所河川砂防課及び豊岡市役所日高振興局
- 4 意見書に関する事項
 - (1) 様式
土砂災害警戒区域等の指定手続に関する要領第5条第2項の規定により定める様式
 - (2) 提出先
兵庫県但馬県民局豊岡土木事務所河川砂防課
〒668-0025 豊岡市幸町7-11
 - (3) 提出期限
令和元年12月4日(水)まで(当日消印有効)
 - (4) 意見要旨及び県の考え方の公表
提出された意見の要旨及びこれに対する兵庫県の考え方は、令和2年2月3日(月)までに、3に記載する場所において閲覧に供し、及び兵庫県ホームページに掲載し、公表する。



土砂災害警戒区域の改正の案の閲覧

平成19年兵庫県告示第999号(土砂災害警戒区域の指定)の一部を改正するため、改正の案を、次のとおり閲覧に供する。

なお、改正しようとする区域内に存する土地若しくは建築物の所有者、管理者又は占有者は、閲覧期間の満了の日まで、この案について兵庫県知事に意見書を提出することができる。

令和元年11月12日

兵庫県知事 井戸敏三

- 1 改正しようとする区域の案
奥矢根(1)Ⅰ(110060065)の項中別図1、畑(1)Ⅰ(110060069)の項中別図5、出合(2)Ⅰ(110060073)

の項中別図9、小谷Ⅰ(110060075)の項中別図11、相田(1)Ⅰ(110060076)の項中別図12、畑(3)Ⅱ(110060090)の項中別図26、矢根(5)Ⅱ(110060092)の項中別図28、水石Ⅱ(110060096)の項中別図32、西谷(6)Ⅱ(110060116)の項中別図52、西谷(7)Ⅱ(110060117)の項中別図53、西谷(10)Ⅱ(110060120)の項中別図56、天谷(1)Ⅱ(110060122)の項中別図58、天谷(3)Ⅱ(110060124)の項中別図60、天谷(5)Ⅱ(110060126)の項中別図62、相田(3)Ⅱ(110060132)の項中別図68、相田(4)Ⅱ(110060133)の項中別図69、佐々木(6)Ⅱ(110060140)の項中別図76、奥山(2)Ⅱ(110060145)の項中別図81、唐川(2)Ⅱ(110060147)の項中別図83、畑川Ⅱ(210060103)の項中別図142、三原南谷Ⅱ(210060106)の項中別図145、出石川右支溪第1Ⅱ(210060108)の項中別図147、河本北谷Ⅱ(210060120)の項中別図159、大広田川Ⅱ(210060121)の項中別図160、稲谷川Ⅱ(210060125)の項中別図164を次の図面のとおり改める。

(「次の図面」は省略し、3に記載する場所に備え置いて閲覧に供する。)

2 改正の案の閲覧期間

令和元年11月20日(水)から同年12月4日(水)まで

3 改正の案の閲覧場所

兵庫県但馬県民局豊岡土木事務所河川砂防課及び豊岡市役所但東振興局

4 意見書に関する事項

(1) 様式

土砂災害警戒区域等の指定手続に関する要領第5条第2項の規定により定める様式

(2) 提出先

兵庫県但馬県民局豊岡土木事務所河川砂防課
〒668-0025 豊岡市幸町7-11

(3) 提出期限

令和元年12月4日(水)まで(当日消印有効)

(4) 意見要旨及び県の考え方の公表

提出された意見の要旨及びこれに対する兵庫県の考え方は、令和2年2月3日(月)までに、3に記載する場所において閲覧に供し、及び兵庫県ホームページに掲載し、公表する。



土砂災害警戒区域等の指定手続に関する要領に基づく土砂災害特別警戒区域の指定の案の閲覧

土砂災害警戒区域等の指定手続に関する要領(以下「要領」という。)第4条第1項の規定により、土砂災害特別警戒区域の指定の案を、次のとおり閲覧に供する。

なお、指定しようとする区域内に存する土地若しくは建築物の所有者、管理者又は占有者は、閲覧期間の満了の日まで、この案について兵庫県知事に意見書を提出することができる。

令和元年11月12日

兵庫県知事 井戸敏三

1 指定しようとする区域の名称等

名 称	指 定 の 区 域	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類	自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項
梅元Ⅰ (101030001)	神戸市兵庫区梅元町(別図1のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図1のとおり
五宮Ⅰ (101030002)	神戸市兵庫区五宮町(別図2のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図2のとおり
祇園山Ⅰ (101030003)	神戸市兵庫区上祇園町(別図3のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図3のとおり
東服(1)Ⅰ (101030004)	神戸市兵庫区平野町(別図4のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図4のとおり

東服(2) I (101030005)	神戸市兵庫区平野町(別図5 のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図5のとおり
東服(4) I (101030007)	神戸市兵庫区平野町(別図6 のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図6のとおり
西服(1) I (101030008)	神戸市兵庫区平野町(別図7 のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図7のとおり
西服(2) I (101030009)	神戸市兵庫区平野町(別図8 のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図8のとおり
西服山(1) I (101030011)	神戸市兵庫区平野町(別図9 のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図9のとおり
西服山(2) I (101030012)	神戸市兵庫区平野町(別図10 のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図10のとおり
西服山(3) I (101030013)	神戸市兵庫区平野町(別図11 のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図11のとおり
西服山(4) I (101030014)	神戸市兵庫区平野町(別図12 のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図12のとおり
西服山(5) I (101030015)	神戸市兵庫区平野町(別図13 のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図13のとおり
湊山 I (101030016)	神戸市兵庫区湊山町(別図14 のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図14のとおり
山王 I (101030017)	神戸市兵庫区山王町1丁目 (別図15のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図15のとおり
千鳥(2) I (101030019)	神戸市兵庫区千鳥町2丁目 (別図16のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図16のとおり
千鳥(3) I (101030020)	神戸市兵庫区天王町1丁目 (別図17のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図17のとおり
千鳥(4) I (101030021)	神戸市兵庫区千鳥町1丁目 (別図18のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図18のとおり
千鳥(5) I (101030022)	神戸市兵庫区千鳥町3丁目 (別図19のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図19のとおり
天王 I (101030023)	神戸市兵庫区天王町1丁目 (別図20のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図20のとおり
北山 I (101030024)	神戸市兵庫区北山町(別図21 のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図21のとおり
鶴越筋 I (101030025)	神戸市兵庫区鶴越筋(別図22 のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図22のとおり
清水(1) I (101030026)	神戸市兵庫区清水町(別図23 のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図23のとおり

清水(2) I (101030027)	神戸市兵庫区清水町(別図24 のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図24のとおり
熊野 I (101030028)	神戸市兵庫区熊野町5丁目 (別図25のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図25のとおり
小山町(2) I (101030030)	神戸市兵庫区小山町(別図26 のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図26のとおり
会下山(1) I (101030032)	神戸市兵庫区会下山町2丁目 (別図27のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図27のとおり
清水台 I (101030033)	神戸市兵庫区烏原町(別図28 のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図28のとおり
耕田 I (101030034)	神戸市兵庫区烏原町(別図29 のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図29のとおり
里山(1) I (101030036)	神戸市兵庫区里山町(別図30 のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図30のとおり
里山(3) I (101030037)	神戸市兵庫区里山町(別図31 のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図31のとおり
里山(5) I (101030038)	神戸市兵庫区里山町(別図32 のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図32のとおり
東山 I (101030041)	神戸市兵庫区東山町3丁目 (別図33のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図33のとおり
五宮 II (101030044)	神戸市兵庫区五宮町(別図34 のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図34のとおり
東服 II (101030045)	神戸市兵庫区平野町(別図35 のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図35のとおり
西服 II (101030046)	神戸市兵庫区平野町(別図36 のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図36のとおり
西服山(1) II (101030047)	神戸市兵庫区平野町(別図37 のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図37のとおり
西服山(3) II (101030049)	神戸市兵庫区平野町(別図38 のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図38のとおり
草谷(1) II (101030051)	神戸市兵庫区平野町(別図39 のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図39のとおり
天王(1) II (101030054)	神戸市兵庫区天王町1丁目 (別図40のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図40のとおり
天王(3) II (101030056)	神戸市兵庫区天王町1丁目 (別図41のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図41のとおり
天王(5) II (101030058)	神戸市兵庫区天王町1丁目 (別図42のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図42のとおり

滝山Ⅱ (101030063)	神戸市兵庫区滝山町(別図43 のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図43のとおり
鶴越筋Ⅱ (101030066)	神戸市兵庫区鶴越筋(別図44 のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図44のとおり
奥東服山(2)Ⅰ (101030071)	神戸市兵庫区平野町(別図45 のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図45のとおり
奥東服山(3)Ⅰ (101030072)	神戸市兵庫区平野町(別図46 のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図46のとおり
奥東服山(4)Ⅰ (101030073)	神戸市兵庫区平野町(別図47 のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図47のとおり
苅藻川右支(2)Ⅰ (201030001)	神戸市兵庫区清水町(別図48 のとおり)	土石流	別図48のとおり
イヤガ谷川右支(3) Ⅱ (201030005)	神戸市兵庫区烏原町(別図49 のとおり)	土石流	別図49のとおり
烏原川右支Ⅰ (201030006)	神戸市兵庫区烏原町(別図50 のとおり)	土石流	別図50のとおり
烏原川左支(1)Ⅰ (201030007)	神戸市兵庫区烏原町(別図51 のとおり)	土石流	別図51のとおり
烏原川左支(2)Ⅰ (201030008)	神戸市兵庫区烏原町(別図52 のとおり)	土石流	別図52のとおり
石井川Ⅱ (201030012)	神戸市兵庫区烏原町(別図53 のとおり)	土石流	別図53のとおり
瀬川Ⅰ (201030015)	神戸市兵庫区烏原町(別図54 のとおり)	土石流	別図54のとおり
天王川右支(4)Ⅱ (201030016)	神戸市兵庫区平野町(別図55 のとおり)	土石流	別図55のとおり
天王川右支(3)Ⅱ (201030017)	神戸市兵庫区平野町(別図56 のとおり)	土石流	別図56のとおり
天王谷川右支(1)Ⅰ (201030023)	神戸市兵庫区平野町(別図57 のとおり)	土石流	別図57のとおり

(別図1から別図57までは省略し、3に記載する場所に備え置いて閲覧に供する。)

2 指定の案の閲覧期間

令和元年11月20日(水)から同年12月4日(水)まで

3 指定の案の閲覧場所

兵庫県神戸県民センター神戸土木事務所公園砂防課、神戸市建設局防災部防災課、中部建設事務所及び兵庫区役所総務課

4 意見書に関する事項

(1) 様式

要領第5条第2項の規定により定める様式

(2) 提出先

兵庫県神戸県民センター神戸土木事務所公園砂防課

〒653-0055 神戸市長田区浪松町3-2-5

(3) 提出期限

令和元年12月4日(水)まで(当日消印有効)

(4) 意見要旨及び県の考え方の公表

提出された意見の要旨及びこれに対する兵庫県の考え方は、令和2年2月3日(月)までに、3に記載する場所において閲覧に供し、及び兵庫県ホームページに掲載し、公表する。



土砂災害警戒区域等の指定手続に関する要領に基づく土砂災害特別警戒区域の指定の案の閲覧

土砂災害警戒区域等の指定手続に関する要領(以下「要領」という。)第4条第1項の規定により、土砂災害特別警戒区域の指定の案を、次のとおり閲覧に供する。

なお、指定しようとする区域内に存する土地若しくは建築物の所有者、管理者又は占有者は、閲覧期間の満了の日まで、この案について兵庫県知事に意見書を提出することができる。

令和元年11月12日

兵庫県知事 井戸 敏三

1 指定しようとする区域の名称等

名 称	指 定 の 区 域	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類	自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項
今市(2)Ⅱ (112010096)	たつの市揖保町今市(別図1のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図1のとおり
半田Ⅰ (112030001)	たつの市揖保川町半田(別図2のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図2のとおり
野田aⅡ (112030002)	たつの市揖保川町野田(別図3のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図3のとおり
養久AⅡ (112030003)	たつの市揖保川町養久(別図4のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図4のとおり
養久Ⅰ (112030004)	たつの市揖保川町養久(別図5のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図5のとおり
本條aⅢ (112030005)	たつの市揖保川町養久(別図6のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図6のとおり
二塚(1)Ⅰ (112030006)	たつの市揖保川町二塚(別図7のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図7のとおり
二塚(2)Ⅰ (112030007)	たつの市揖保川町二塚(別図8のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図8のとおり
二塚(2)Ⅱ (112030009)	たつの市揖保川町二塚(別図9のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図9のとおり
神戸北山aⅡ (112030010)	たつの市揖保川町二塚(別図10のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図10のとおり
神戸北山bⅠ (112030012)	たつの市揖保川町片島(別図11のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図11のとおり
片島b(2)Ⅱ (112030014)	たつの市揖保川町片島(別図12のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図12のとおり

片島 b (1) II (112030015)	たつの市揖保川町片島 (別図13のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図13のとおり
今市 a I (112030016)	たつの市揖保川町正條 (別図14のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図14のとおり
神戸北山 I (112030017)	たつの市揖保川町神戸北山 (別図15のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図15のとおり
黍田 (3) I (112030018)	たつの市揖保川町黍田 (別図16のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図16のとおり
黍田 a (1) II (112030019)	たつの市揖保川町黍田 (別図17のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図17のとおり
黍田 I (112030020)	たつの市揖保川町黍田 (別図18のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図18のとおり
黍田 (4) I (112030021)	たつの市揖保川町原 (別図19のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図19のとおり
黍田 (2) I (112030022)	たつの市揖保川町原 (別図20のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図20のとおり
原 (2) I (112030023)	たつの市揖保川町原 (別図21のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図21のとおり
原 a III (112030024)	たつの市揖保川町原 (別図22のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図22のとおり
原 c III (112030025)	たつの市揖保川町原 (別図23のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図23のとおり
原 (1) II (112030026)	たつの市揖保川町原 (別図24のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図24のとおり
原 b III (112030028)	たつの市揖保川町大門 (別図25のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図25のとおり
大門 I (112030029)	たつの市揖保川町大門 (別図26のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図26のとおり
大門 a III (112030030)	たつの市揖保川町大門 (別図27のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図27のとおり
馬場 c III (112030031)	たつの市揖保川町馬場 (別図28のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図28のとおり
馬場 b III (112030032)	たつの市揖保川町馬場 (別図29のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図29のとおり
馬場 e III (112030033)	たつの市揖保川町馬場 (別図30のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図30のとおり
芦谷 a III (112030034)	たつの市揖保川町馬場 (別図31のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図31のとおり

馬場 f Ⅲ (112030035)	たつの市揖保川町馬場 (別図32のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図32のとおり
金剛山 a Ⅲ (112030036)	たつの市揖保川町金剛山 (別図33のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図33のとおり
金剛山 A I (112030037)	たつの市揖保川町金剛山 (別図34のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図34のとおり
金剛山 1 I (112030038)	たつの市揖保川町金剛山 (別図35のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図35のとおり
袋尻 a Ⅲ (112030040)	たつの市揖保川町袋尻 (別図36のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図36のとおり
大久保 I (112030041)	たつの市揖保川町袋尻 (別図37のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図37のとおり
袋尻 I (112030042)	たつの市揖保川町袋尻 (別図38のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図38のとおり
市場 a Ⅲ (112030044)	たつの市揖保川町市場 (別図39のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図39のとおり
片島 (2) Ⅲ (112030045)	たつの市揖保川町片島 (別図40のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図40のとおり
仏谷川 I (212030006)	たつの市揖保川町原 (別図41のとおり)	土石流	別図41のとおり
黍田谷川 (2) I (212030009)	たつの市揖保川町黍田 (別図42のとおり)	土石流	別図42のとおり
浦部大岩川 I (212030012)	たつの市揖保川町浦部 (別図43のとおり)	土石流	別図43のとおり
芦谷川 II (212030019)	たつの市揖保川町馬場 (別図44のとおり)	土石流	別図44のとおり

(別図 1 から別図44までは省略し、3に記載する場所に備え置いて閲覧に供する。)

2 指定の案の閲覧期間

令和元年11月20日 (水) から同年12月 4日 (水) まで

3 指定の案の閲覧場所

兵庫県西播磨県民局龍野土木事務所、たつの市役所及び揖保川総合支所

4 意見書に関する事項

(1) 様式

要領第 5 条第 2 項の規定により定める様式

(2) 提出先

兵庫県西播磨県民局龍野土木事務所河川砂防課

〒679-4167 たつの市龍野町富永字田井屋畑1311-3

(3) 提出期限

令和元年12月 4日 (水) まで (当日消印有効)

(4) 意見要旨及び県の考え方の公表

提出された意見の要旨及びこれに対する兵庫県の考え方は、令和 2 年 2 月 3 日 (月) までに、3に記載する場所において閲覧に供し、及び兵庫県ホームページに掲載し、公表する。



土砂災害警戒区域等の指定手続に関する要領に基づく土砂災害特別警戒区域の指定の案の閲覧

土砂災害警戒区域等の指定手続に関する要領（以下「要領」という。）第4条第1項の規定により、土砂災害特別警戒区域の指定の案を、次のとおり閲覧に供する。

なお、指定しようとする区域内に存する土地若しくは建築物の所有者、管理者又は占有者は、閲覧期間の満了の日まで、この案について兵庫県知事に意見書を提出することができる。

令和元年11月12日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

1 指定しようとする区域の名称等

名 称	指 定 の 区 域	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類	自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項
百合地(1)Ⅱ (110010235)	豊岡市百合地（別図1のとおり）	急傾斜地の崩壊	別図1のとおり
百合地(2)Ⅱ (110010236)	豊岡市百合地（別図2のとおり）	急傾斜地の崩壊	別図2のとおり
河谷(1)（急）Ⅰ (110010238)	豊岡市河谷（別図3のとおり）	急傾斜地の崩壊	別図3のとおり
河谷(2)（急）Ⅰ (110010239)	豊岡市河谷（別図4のとおり）	急傾斜地の崩壊	別図4のとおり
栄町(1)Ⅰ (110010303)	豊岡市栄町（別図5のとおり）	急傾斜地の崩壊	別図5のとおり
栄町(2)Ⅰ (110010304)	豊岡市栄町（別図6のとおり）	急傾斜地の崩壊	別図6のとおり
祥雲寺(1)Ⅱ (110010307)	豊岡市祥雲寺（別図7のとおり）	急傾斜地の崩壊	別図7のとおり
六地藏Ⅱ (110010309)	豊岡市日撫（別図8のとおり）	急傾斜地の崩壊	別図8のとおり
鎌田（急）Ⅰ (110010311)	豊岡市鎌田（別図9のとおり）	急傾斜地の崩壊	別図9のとおり
梶原(1)Ⅱ (110010313)	豊岡市梶原（別図10のとおり）	急傾斜地の崩壊	別図10のとおり
梶原(2)Ⅱ (110010315)	豊岡市梶原（別図11のとおり）	急傾斜地の崩壊	別図11のとおり
百合地北川(2)Ⅰ (210010161)	豊岡市百合地（別図12のとおり）	土石流	別図12のとおり

（別図1から別図12までは省略し、3に記載する場所に備え置いて閲覧に供する。）

2 指定の案の閲覧期間

令和元年11月20日（水）から同年12月4日（水）まで

3 指定の案の閲覧場所

兵庫県但馬県民局豊岡土木事務所河川砂防課及び豊岡市役所建設課（5階）

4 意見書に関する事項

(1) 様式

要領第5条第2項の規定により定める様式

(2) 提出先

兵庫県但馬県民局豊岡土木事務所河川砂防課
〒668-0025 豊岡市幸町7-11

(3) 提出期限

令和元年12月4日(水)まで(当日消印有効)

(4) 意見要旨及び県の考え方の公表

提出された意見の要旨及びこれに対する兵庫県の考え方は、令和2年2月3日(月)までに、3に記載する場所において閲覧に供し、及び兵庫県ホームページに掲載し、公表する。



土砂災害警戒区域等の指定手続に関する要領に基づく土砂災害特別警戒区域の指定の案の閲覧

土砂災害警戒区域等の指定手続に関する要領(以下「要領」という。)第4条第1項の規定により、土砂災害特別警戒区域の指定の案を、次のとおり閲覧に供する。

なお、指定しようとする区域内に存する土地若しくは建築物の所有者、管理者又は占有者は、閲覧期間の満了の日まで、この案について兵庫県知事に意見書を提出することができる。

令和元年11月12日

兵庫県知事 井戸 敏三

1 指定しようとする区域の名称等

名 称	指 定 の 区 域	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類	自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項
瀬戸(2)(急) I (110010319)	豊岡市瀬戸(別図1のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図1のとおり
瀬戸(4)(急) I (110010322)	豊岡市瀬戸(別図2のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図2のとおり
津居山II (110010323)	豊岡市津居山(別図3のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図3のとおり
津居山(1)(急) I (110010326)	豊岡市津居山(別図4のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図4のとおり
田結(2)(急) I (110010327)	豊岡市田結(別図5のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図5のとおり
田結(4)(急) I (110010330)	豊岡市田結(別図6のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図6のとおり
田結(2)II (110010332)	豊岡市田結(別図7のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図7のとおり
小島(3) I (110010335)	豊岡市小島(別図8のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図8のとおり
小島(4) I (110010336)	豊岡市小島(別図9のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図9のとおり
気比 I (110010337)	豊岡市気比(別図10のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図10のとおり

気比(2) I (110010338)	豊岡市気比 (別図11のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図11のとおり
気比(1) II (110010339)	豊岡市気比 (別図12のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図12のとおり
田結(3) II (110010340)	豊岡市気比 (別図13のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図13のとおり
気比(2) II (110010341)	豊岡市気比 (別図14のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図14のとおり
田結(4) II (110010342)	豊岡市気比 (別図15のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図15のとおり
三原(1) II (110010343)	豊岡市三原 (別図16のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図16のとおり
三原(急) I (110010344)	豊岡市三原 (別図17のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図17のとおり
三原(2) II (110010345)	豊岡市三原 (別図18のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図18のとおり
畑上 II (110010346)	豊岡市畑上 (別図19のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図19のとおり
湯島(8)(1) I (110020001)	豊岡市城崎町湯島 (別図20のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図20のとおり
湯島(9)(1) I (110020002)	豊岡市城崎町湯島 (別図21のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図21のとおり
湯島(1)(1) I (110020003)	豊岡市城崎町湯島 (別図22のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図22のとおり
湯島(5)(1) I (110020004)	豊岡市城崎町湯島 (別図23のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図23のとおり
湯島(2)(1) I (110020005)	豊岡市城崎町湯島 (別図24のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図24のとおり
湯島(3)(1) I (110020006)	豊岡市城崎町湯島 (別図25のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図25のとおり
湯島(4)(1) I (110020007)	豊岡市城崎町湯島 (別図26のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図26のとおり
湯島(10)(1) I (110020008)	豊岡市城崎町湯島 (別図27のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図27のとおり
野木谷(1) I (110020009)	豊岡市城崎町湯島 (別図28のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図28のとおり
桃島(2)(1) I (110020010)	豊岡市城崎町桃島 (別図29のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図29のとおり

桃島(1)(1) I (110020011)	豊岡市城崎町桃島(別図30のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図30のとおり
家ノ下(1)(1) I (110020014)	豊岡市城崎町桃島(別図31のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図31のとおり
小見塚(1) I (110020016)	豊岡市城崎町今津(別図32のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図32のとおり
木ノ下(1) I (110020017)	豊岡市城崎町今津(別図33のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図33のとおり
家ノ下(2)(1) I (110020018)	豊岡市城崎町今津(別図34のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図34のとおり
今津(2)(1) I (110020019)	豊岡市城崎町今津(別図35のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図35のとおり
結(2)(1) I (110020025)	豊岡市城崎町結(別図36のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図36のとおり
結(3)(1) I (110020026)	豊岡市城崎町結(別図37のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図37のとおり
来日(3)(1) I (110020028)	豊岡市城崎町来日(別図38のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図38のとおり
来日(4)(1) I (110020030)	豊岡市城崎町来日(別図39のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図39のとおり
簸磯(2)(1) I (110020031)	豊岡市城崎町来日(別図40のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図40のとおり
簸磯(1)(1) I (110020032)	豊岡市城崎町来日(別図41のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図41のとおり
上山(1)(1) I (110020033)	豊岡市城崎町上山(別図42のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図42のとおり
上山(3)(1) I (110020034)	豊岡市城崎町上山(別図43のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図43のとおり
上山(2)(1) I (110020035)	豊岡市城崎町上山(別図44のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図44のとおり
桃島(1) II (110020036)	豊岡市城崎町桃島(別図45のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図45のとおり
飯谷(1)(1) II (110020039)	豊岡市城崎町飯谷(別図46のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図46のとおり
飯谷(2)(1) II (110020040)	豊岡市城崎町飯谷(別図47のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図47のとおり
飯谷(3)(1) II (110020041)	豊岡市城崎町飯谷(別図48のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図48のとおり

飯谷(4)(1)Ⅱ (110020042)	豊岡市城崎町飯谷(別図49のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図49のとおり
飯谷(5)(1)Ⅱ (110020043)	豊岡市城崎町飯谷(別図50のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図50のとおり
簸磯(1)(1)Ⅱ (110020045)	豊岡市城崎町来日(別図51のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図51のとおり
簸磯(2)(1)Ⅱ (110020046)	豊岡市城崎町来日(別図52のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図52のとおり
上山(1)Ⅱ (110020047)	豊岡市城崎町上山(別図53のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図53のとおり
二見(1)Ⅱ (110020048)	豊岡市城崎町上山(別図54のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図54のとおり
今津(1)Ⅲ (110020049)	豊岡市城崎町今津(別図55のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図55のとおり
湯島(11)(1)Ⅰ (110020050)	豊岡市城崎町湯島(別図56のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図56のとおり
簸磯(3)(1)Ⅰ (110020051)	豊岡市城崎町来日(別図57のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図57のとおり
田結Ⅰ (210010235)	豊岡市田結(別図58のとおり)	土石流	別図58のとおり
三原南谷Ⅱ (210010241)	豊岡市三原(別図59のとおり)	土石流	別図59のとおり
楽々浦川Ⅰ (210020002)	豊岡市城崎町楽々浦(別図60のとおり)	土石流	別図60のとおり
西谷中川Ⅰ (210020020)	豊岡市城崎町湯島(別図61のとおり)	土石流	別図61のとおり
大谿川右支溪第二Ⅰ (210020024)	豊岡市城崎町湯島(別図62のとおり)	土石流	別図62のとおり
大谿川左支溪第一Ⅰ (210020025)	豊岡市城崎町湯島(別図63のとおり)	土石流	別図63のとおり
住谷北川Ⅰ (210020027)	豊岡市城崎町湯島(別図64のとおり)	土石流	別図64のとおり
旭南谷Ⅰ (210020031)	豊岡市城崎町桃島(別図65のとおり)	土石流	別図65のとおり
高塩川Ⅱ (210020034)	豊岡市城崎町飯谷(別図66のとおり)	土石流	別図66のとおり
二見南川Ⅱ (210020035)	豊岡市城崎町上山(別図67のとおり)	土石流	別図67のとおり

左支溪第一Ⅲ (210020038)	豊岡市城崎町桃島（別図68の とおりの）	土石流	別図68のとおり
-----------------------	-------------------------	-----	----------

（別図1から別図68までは省略し、3に記載する場所に備え置いて閲覧に供する。）

- 2 指定の案の閲覧期間
令和元年11月20日（水）から同年12月4日（水）まで
- 3 指定の案の閲覧場所
兵庫県但馬県民局豊岡土木事務所河川砂防課及び豊岡市役所城崎振興局
- 4 意見書に関する事項
 - (1) 様式
要領第5条第2項の規定により定める様式
 - (2) 提出先
兵庫県但馬県民局豊岡土木事務所河川砂防課
〒668-0025 豊岡市幸町7-11
 - (3) 提出期限
令和元年12月4日（水）まで（当日消印有効）
 - (4) 意見要旨及び県の考え方の公表
提出された意見の要旨及びこれに対する兵庫県の考え方は、令和2年2月3日（月）までに、3に記載する場所において閲覧に供し、及び兵庫県ホームページに掲載し、公表する。



土砂災害警戒区域等の指定手続に関する要領に基づく土砂災害特別警戒区域の指定の案の閲覧

土砂災害警戒区域等の指定手続に関する要領（以下「要領」という。）第4条第1項の規定により、土砂災害特別警戒区域の指定の案を、次のとおり閲覧に供する。

なお、指定しようとする区域内に存する土地若しくは建築物の所有者、管理者又は占有者は、閲覧期間の満了の日まで、この案について兵庫県知事に意見書を提出することができる。

令和元年11月12日

兵庫県知事 井戸敏三

1 指定しようとする区域の名称等

名 称	指 定 の 区 域	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類	自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項
万劫(2)Ⅰ (110040001)	豊岡市日高町万劫（別図1 のとおり）	急傾斜地の崩壊	別図1のとおり
万劫(3)Ⅰ (110040002)	豊岡市日高町万劫（別図2 のとおり）	急傾斜地の崩壊	別図2のとおり
東河内(2)Ⅰ (110040003)	豊岡市日高町東河内（別図3 のとおり）	急傾斜地の崩壊	別図3のとおり
栗栖野Ⅰ (110040004)	豊岡市日高町栗栖野（別図4 のとおり）	急傾斜地の崩壊	別図4のとおり
山田(1)Ⅰ (110040005)	豊岡市日高町山田（別図5 のとおり）	急傾斜地の崩壊	別図5のとおり
山田(2)Ⅰ (110040006)	豊岡市日高町山田（別図6 のとおり）	急傾斜地の崩壊	別図6のとおり

神鍋(1) I (110040007)	豊岡市日高町栗栖野 (別図7のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図7のとおり
稲葉Ⅱ (110040008)	豊岡市日高町稲葉 (別図8のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図8のとおり
水口Ⅱ (110040009)	豊岡市日高町水口 (別図9のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図9のとおり
東河内Ⅱ (110040010)	豊岡市日高町東河内 (別図10のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図10のとおり
東河内(1) I (110040011)	豊岡市日高町東河内 (別図11のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図11のとおり
東河内(3) I (110040012)	豊岡市日高町東河内 (別図12のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図12のとおり
神鍋(2) I (110040013)	豊岡市日高町栗栖野 (別図13のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図13のとおり
万場(2) I (110040014)	豊岡市日高町万場 (別図14のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図14のとおり
万劫(1) I (110040015)	豊岡市日高町万劫 (別図15のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図15のとおり
万劫(4) I (110040016)	豊岡市日高町万劫 (別図16のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図16のとおり
万場(1) I (110040017)	豊岡市日高町万場 (別図17のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図17のとおり
太田(1) I (110040018)	豊岡市日高町太田 (別図18のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図18のとおり
太田(2) I (110040019)	豊岡市日高町太田 (別図19のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図19のとおり
栃本Ⅱ (110040022)	豊岡市日高町栃本 (別図20のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図20のとおり
石井Ⅱ (110040023)	豊岡市日高町石井 (別図21のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図21のとおり
名色 I (110040024)	豊岡市日高町名色 (別図22のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図22のとおり
夏栗(2) I (110040076)	豊岡市日高町夏栗 (別図23のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図23のとおり
夏栗里ノ前 I (110040077)	豊岡市日高町夏栗 (別図24のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図24のとおり
藤井(1) I (110040100)	豊岡市日高町藤井 (別図25のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図25のとおり

藤井(2)Ⅱ (110040102)	豊岡市日高町藤井(別図26 のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図26のとおり
藤井(1)Ⅱ (110040109)	豊岡市日高町藤井(別図27 のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図27のとおり
八代(3)Ⅰ (110040110)	豊岡市日高町八代(別図28 のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図28のとおり
八代(1)Ⅰ (110040113)	豊岡市日高町八代(別図29 のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図29のとおり
小河江Ⅰ (110040116)	豊岡市日高町小河江(別図 30のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図30のとおり
河江(1)Ⅰ (110040117)	豊岡市日高町河江(別図31 のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図31のとおり
河江(2)Ⅰ (110040118)	豊岡市日高町河江(別図32 のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図32のとおり
小河江(1)Ⅱ (110040119)	豊岡市日高町小河江(別図 33のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図33のとおり
小河江(2)Ⅱ (110040120)	豊岡市日高町小河江(別図 34のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図34のとおり
大岡Ⅱ (110040121)	豊岡市日高町大岡(別図35 のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図35のとおり
石井(1)Ⅱ (110040127)	豊岡市日高町石井(別図36 のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図36のとおり
石井川Ⅰ (210040041)	豊岡市日高町石井(別図37 のとおり)	土石流	別図37のとおり
小谷Ⅰ (210040048)	豊岡市日高町東河内(別図 38のとおり)	土石流	別図38のとおり
扉ノ間Ⅰ (210040054)	豊岡市日高町山田(別図39 のとおり)	土石流	別図39のとおり
中谷川Ⅰ (210040055)	豊岡市日高町万劫(別図40 のとおり)	土石流	別図40のとおり
船谷川Ⅱ (210040060)	豊岡市日高町河江(別図41 のとおり)	土石流	別図41のとおり
河ノ江Ⅱ (210040061)	豊岡市日高町河江(別図42 のとおり)	土石流	別図42のとおり
大岡北谷Ⅱ (210040063)	豊岡市日高町大岡(別図43 のとおり)	土石流	別図43のとおり
蛇谷川Ⅱ (210040064)	豊岡市日高町小河江(別図 44のとおり)	土石流	別図44のとおり

猪爪西谷Ⅱ (210040066)	豊岡市日高町猪爪 (別図45 のとおり)	土石流	別図45のとおり
中谷Ⅱ (210040067)	豊岡市日高町中 (別図46の とおり)	土石流	別図46のとおり
谷川Ⅰ (210040070)	豊岡市日高町谷 (別図47の とおり)	土石流	別図47のとおり
宝城一Ⅰ (210040073)	豊岡市日高町八代 (別図48 のとおり)	土石流	別図48のとおり
宝沢川Ⅰ (210040074)	豊岡市日高町八代 (別図49 のとおり)	土石流	別図49のとおり

(別図 1 から別図49までは省略し、3に記載する場所に備え置いて閲覧に供する。)

2 指定の案の閲覧期間

令和元年11月20日 (水) から同年12月 4日 (水) まで

3 指定の案の閲覧場所

兵庫県但馬県民局豊岡土木事務所河川砂防課及び豊岡市役所日高振興局

4 意見書に関する事項

(1) 様式

要領第5条第2項の規定により定める様式

(2) 提出先

兵庫県但馬県民局豊岡土木事務所河川砂防課

〒668-0025 豊岡市幸町7-11

(3) 提出期限

令和元年12月 4日 (水) まで (当日消印有効)

(4) 意見要旨及び県の考え方の公表

提出された意見の要旨及びこれに対する兵庫県の考え方は、令和2年2月3日 (月) までに、3に記載する場所において閲覧に供し、及び兵庫県ホームページに掲載し、公表する。



土砂災害警戒区域等の指定手続に関する要領に基づく土砂災害特別警戒区域の指定の案の閲覧

土砂災害警戒区域等の指定手続に関する要領 (以下「要領」という。) 第4条第1項の規定により、土砂災害特別警戒区域の指定の案を、次のとおり閲覧に供する。

なお、指定しようとする区域内に存する土地若しくは建築物の所有者、管理者又は占有者は、閲覧期間の満了の日まで、この案について兵庫県知事に意見書を提出することができる。

令和元年11月12日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

1 指定しようとする区域の名称等

名 称	指 定 の 区 域	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類	自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項
奥矢根(1)Ⅰ (110060065)	豊岡市但東町奥矢根 (別図1 のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図1のとおり
畑(1)Ⅰ (110060069)	豊岡市但東町畑 (別図2の とおり)	急傾斜地の崩壊	別図2のとおり

出合(2)Ⅰ (110060073)	豊岡市但東町出合(別図3 のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図3のとおり
小谷Ⅰ (110060075)	豊岡市但東町小谷(別図4 のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図4のとおり
相田(1)Ⅰ (110060076)	豊岡市但東町相田(別図5 のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図5のとおり
西谷Ⅰ (110060078)	豊岡市但東町西谷(別図6 のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図6のとおり
相田(2)Ⅰ (110060079)	豊岡市但東町相田(別図7 のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図7のとおり
佐々木Ⅰ (110060080)	豊岡市但東町佐々木(別図 8のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図8のとおり
奥矢根(1)Ⅱ (110060081)	豊岡市但東町奥矢根(別図 9のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図9のとおり
奥矢根(2)Ⅱ (110060082)	豊岡市但東町奥矢根(別図 10のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図10のとおり
奥矢根(3)Ⅱ (110060083)	豊岡市但東町奥矢根(別図 11のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図11のとおり
奥矢根(4)Ⅱ (110060084)	豊岡市但東町奥矢根(別図 12のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図12のとおり
奥矢根(5)Ⅱ (110060085)	豊岡市但東町奥矢根(別図 13のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図13のとおり
奥矢根(6)Ⅱ (110060086)	豊岡市但東町奥矢根(別図 14のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図14のとおり
奥矢根(7)Ⅱ (110060087)	豊岡市但東町奥矢根(別図 15のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図15のとおり
矢根(1)Ⅱ (110060088)	豊岡市但東町矢根(別図16 のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図16のとおり
矢根(2)Ⅱ (110060089)	豊岡市但東町矢根(別図17 のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図17のとおり
畑(3)Ⅱ (110060090)	豊岡市但東町畑(別図18の とおり)	急傾斜地の崩壊	別図18のとおり
畑(4)Ⅱ (110060091)	豊岡市但東町畑(別図19の とおり)	急傾斜地の崩壊	別図19のとおり
矢根(5)Ⅱ (110060092)	豊岡市但東町矢根(別図20 のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図20のとおり
矢根(6)Ⅱ (110060093)	豊岡市但東町矢根(別図21 のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図21のとおり

矢根(7)Ⅱ (110060094)	豊岡市但東町矢根(別図22 のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図22のとおり
矢根(8)Ⅱ (110060095)	豊岡市但東町矢根(別図23 のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図23のとおり
水石Ⅱ (110060096)	豊岡市但東町水石(別図24 のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図24のとおり
畑(1)Ⅱ (110060097)	豊岡市但東町畑(別図25の とおり)	急傾斜地の崩壊	別図25のとおり
畑(2)Ⅱ (110060098)	豊岡市但東町畑(別図26の とおり)	急傾斜地の崩壊	別図26のとおり
野尻Ⅱ (110060099)	豊岡市但東町矢根(別図27 のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図27のとおり
出合市場(1)Ⅱ (110060100)	豊岡市但東町出合市場(別 図28のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図28のとおり
出合市場(2)Ⅱ (110060101)	豊岡市但東町出合市場(別 図29のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図29のとおり
日殿(1)Ⅱ (110060102)	豊岡市但東町日殿(別図30 のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図30のとおり
日殿(2)Ⅱ (110060103)	豊岡市但東町日殿(別図31 のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図31のとおり
河本(1)Ⅱ (110060104)	豊岡市但東町河本(別図32 のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図32のとおり
河本(3)Ⅱ (110060106)	豊岡市但東町河本(別図33 のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図33のとおり
河本(4)Ⅱ (110060107)	豊岡市但東町河本(別図34 のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図34のとおり
河本(6)Ⅱ (110060109)	豊岡市但東町河本(別図35 のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図35のとおり
河本(7)Ⅱ (110060110)	豊岡市但東町河本(別図36 のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図36のとおり
西谷(1)Ⅱ (110060111)	豊岡市但東町西谷(別図37 のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図37のとおり
西谷(2)Ⅱ (110060112)	豊岡市但東町西谷(別図38 のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図38のとおり
西谷(3)Ⅱ (110060113)	豊岡市但東町西谷(別図39 のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図39のとおり
西谷(4)Ⅱ (110060114)	豊岡市但東町西谷(別図40 のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図40のとおり

西谷(5)Ⅱ (110060115)	豊岡市但東町西谷（別図41 のとおり）	急傾斜地の崩壊	別図41のとおり
西谷(6)Ⅱ (110060116)	豊岡市但東町西谷（別図42 のとおり）	急傾斜地の崩壊	別図42のとおり
西谷(7)Ⅱ (110060117)	豊岡市但東町西谷（別図43 のとおり）	急傾斜地の崩壊	別図43のとおり
西谷(8)Ⅱ (110060118)	豊岡市但東町西谷（別図44 のとおり）	急傾斜地の崩壊	別図44のとおり
西谷(9)Ⅱ (110060119)	豊岡市但東町西谷（別図45 のとおり）	急傾斜地の崩壊	別図45のとおり
西谷(10)Ⅱ (110060120)	豊岡市但東町西谷（別図46 のとおり）	急傾斜地の崩壊	別図46のとおり
西谷(11)Ⅱ (110060121)	豊岡市但東町西谷（別図47 のとおり）	急傾斜地の崩壊	別図47のとおり
天谷(1)Ⅱ (110060122)	豊岡市但東町天谷（別図48 のとおり）	急傾斜地の崩壊	別図48のとおり
天谷(2)Ⅱ (110060123)	豊岡市但東町天谷（別図49 のとおり）	急傾斜地の崩壊	別図49のとおり
天谷(3)Ⅱ (110060124)	豊岡市但東町天谷（別図50 のとおり）	急傾斜地の崩壊	別図50のとおり
天谷(4)Ⅱ (110060125)	豊岡市但東町天谷（別図51 のとおり）	急傾斜地の崩壊	別図51のとおり
天谷(5)Ⅱ (110060126)	豊岡市但東町天谷（別図52 のとおり）	急傾斜地の崩壊	別図52のとおり
天谷(6)Ⅱ (110060127)	豊岡市但東町天谷（別図53 のとおり）	急傾斜地の崩壊	別図53のとおり
天谷(7)Ⅱ (110060128)	豊岡市但東町天谷（別図54 のとおり）	急傾斜地の崩壊	別図54のとおり
天谷(8)Ⅱ (110060129)	豊岡市但東町天谷（別図55 のとおり）	急傾斜地の崩壊	別図55のとおり
相田(1)Ⅱ (110060130)	豊岡市但東町相田（別図56 のとおり）	急傾斜地の崩壊	別図56のとおり
相田(2)Ⅱ (110060131)	豊岡市但東町相田（別図57 のとおり）	急傾斜地の崩壊	別図57のとおり
相田(3)Ⅱ (110060132)	豊岡市但東町相田（別図58 のとおり）	急傾斜地の崩壊	別図58のとおり
相田(4)Ⅱ (110060133)	豊岡市但東町相田（別図59 のとおり）	急傾斜地の崩壊	別図59のとおり

相田(5)Ⅱ (110060134)	豊岡市但東町相田(別図60 のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図60のとおり
佐々木(3)Ⅱ (110060137)	豊岡市但東町佐々木(別図 61のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図61のとおり
佐々木(4)Ⅱ (110060138)	豊岡市但東町佐々木(別図 62のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図62のとおり
佐々木(5)Ⅱ (110060139)	豊岡市但東町佐々木(別図 63のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図63のとおり
佐々木(6)Ⅱ (110060140)	豊岡市但東町佐々木(別図 64のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図64のとおり
佐々木(7)Ⅱ (110060141)	豊岡市但東町佐々木(別図 65のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図65のとおり
佐々木(8)Ⅱ (110060142)	豊岡市但東町佐々木(別図 66のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図66のとおり
佐々木(9)Ⅱ (110060143)	豊岡市但東町佐々木(別図 67のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図67のとおり
奥山(1)Ⅱ (110060144)	豊岡市但東町唐川(別図68 のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図68のとおり
奥山(2)Ⅱ (110060145)	豊岡市但東町唐川(別図69 のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図69のとおり
唐川(1)Ⅱ (110060146)	豊岡市但東町唐川(別図70 のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図70のとおり
唐川(2)Ⅱ (110060147)	豊岡市但東町唐川(別図71 のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図71のとおり
三原(1)Ⅱ (110060150)	豊岡市但東町三原(別図72 のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図72のとおり
正法寺(1)Ⅱ (110060152)	豊岡市但東町正法寺(別図 73のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図73のとおり
正法寺(3)Ⅱ (110060154)	豊岡市但東町正法寺(別図 74のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図74のとおり
出合(3)Ⅱ (110060260)	豊岡市但東町出合(別図75 のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図75のとおり
淵ヶ谷川右支溪第4 Ⅰ (210060052)	豊岡市但東町矢根(別図76 のとおり)	土石流	別図76のとおり
淵ヶ谷川左支溪第1 Ⅰ (210060055)	豊岡市但東町矢根(別図77 のとおり)	土石流	別図77のとおり

家奥川 I (210060069)	豊岡市但東町小谷 (別図78 のとおり)	土石流	別図78のとおり
檜谷川 I (210060076)	豊岡市但東町佐々木 (別図 79のとおり)	土石流	別図79のとおり
西谷川 I (210060081)	豊岡市但東町西谷 (別図80 のとおり)	土石流	別図80のとおり
河本 I (210060083)	豊岡市但東町河本 (別図81 のとおり)	土石流	別図81のとおり
河本川左支溪第 1 I (210060084)	豊岡市但東町河本 (別図82 のとおり)	土石流	別図82のとおり
家ノ奥川 I (210060087)	豊岡市但東町畑 (別図83の とおり)	土石流	別図83のとおり
淵ヶ谷川右支溪第 2 II (210060093)	豊岡市但東町矢根 (別図84 のとおり)	土石流	別図84のとおり
淵ヶ谷川右支溪第 3 II (210060094)	豊岡市但東町矢根 (別図85 のとおり)	土石流	別図85のとおり
奥矢根北谷川 II (210060097)	豊岡市但東町奥矢根 (別図 86のとおり)	土石流	別図86のとおり
太田川右支溪第 1 II (210060099)	豊岡市但東町出合 (別図87 のとおり)	土石流	別図87のとおり
畑川 II (210060103)	豊岡市但東町畑 (別図88の とおり)	土石流	別図88のとおり
堂尾川 II (210060104)	豊岡市但東町水石 (別図89 のとおり)	土石流	別図89のとおり
三原南谷 II (210060106)	豊岡市但東町三原 (別図90 のとおり)	土石流	別図90のとおり
太田川左支溪 1 II (210060107)	豊岡市但東町三原 (別図91 のとおり)	土石流	別図91のとおり
出石川右支溪第 1 II (210060108)	豊岡市但東町小谷 (別図92 のとおり)	土石流	別図92のとおり
小谷西谷 II (210060109)	豊岡市但東町小谷 (別図93 のとおり)	土石流	別図93のとおり
佐々木北中谷 II (210060111)	豊岡市但東町佐々木 (別図 94のとおり)	土石流	別図94のとおり
河本北谷 II (210060120)	豊岡市但東町河本 (別図95 のとおり)	土石流	別図95のとおり

大広田川Ⅱ (210060121)	豊岡市但東町河本 (別図96 のとおり)	土石流	別図96のとおり
天谷西谷Ⅱ (210060123)	豊岡市但東町河本 (別図97 のとおり)	土石流	別図97のとおり
昇川Ⅱ (210060124)	豊岡市但東町天谷 (別図98 のとおり)	土石流	別図98のとおり
稲谷川Ⅱ (210060125)	豊岡市但東町天谷 (別図99 のとおり)	土石流	別図99のとおり
西谷東中谷Ⅱ (210060126)	豊岡市但東町西谷 (別図100 のとおり)	土石流	別図100のとおり
奥山川 (210060206)	豊岡市但東町唐川 (別図101 のとおり)	土石流	別図101のとおり
佐々木川支流 (210060213)	豊岡市但東町佐々木 (別図 102のとおり)	土石流	別図102のとおり

(別図 1 から別図102までは省略し、3に記載する場所に備え置いて閲覧に供する。)

2 指定の案の閲覧期間

令和元年11月20日(水)から同年12月4日(水)まで

3 指定の案の閲覧場所

兵庫県但馬県民局豊岡土木事務所河川砂防課及び豊岡市役所但東振興局

4 意見書に関する事項

(1) 様式

要領第5条第2項の規定により定める様式

(2) 提出先

兵庫県但馬県民局豊岡土木事務所河川砂防課
〒668-0025 豊岡市幸町7-11

(3) 提出期限

令和元年12月4日(水)まで(当日消印有効)

(4) 意見要旨及び県の考え方の公表

提出された意見の要旨及びこれに対する兵庫県の考え方は、令和2年2月3日(月)までに、3に記載する場所において閲覧に供し、及び兵庫県ホームページに掲載し、公表する。



落札者等の公示

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける調達の落札者等について、次のとおり公示する。

令和元年11月12日

契約担当者

兵庫県知事 井戸敏三

1 落札に係る物品の名称及び数量

遠隔授業用機器 一式(賃貸借)

2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地

兵庫県出納局管理課 神戸市中央区下山手通5丁目10番1号

3 落札者を決定した日

令和元年10月4日

4 落札者の名称及び住所

NTTファイナンス株式会社神戸支店

神戸市中央区小野柄通4-1-22 アーバンエース三宮ビル6階

- 5 落札金額
701,140円（月額）
- 6 契約の相手方を決定した手続
一般競争入札
- 7 入札公告をした日
令和元年8月23日



都市計画法第36条第3項に基づく工事完了公告

都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条第1項の規定による許可に係る次の開発行為に関する工事は、完了した。

令和元年11月12日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

- 1 開発区域又は工区に含まれる地域の名称
高砂市中筋四丁目484番1、836番1、836番4、836番5
- 2 開発許可を受けた者の住所及び氏名又は名称
高砂市阿弥陀町阿弥陀1220—1—N1
N-T h e o r y株式会社 代表取締役 二 宮 琢 也
- 3 許可年月日及び許可番号
令和元年9月12日
兵庫県指令東播（加土）（建）第1—1—2号（31高砂）



都市計画法第36条第3項に基づく工事完了公告

都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条第1項の規定による許可に係る次の開発行為に関する工事は、完了した。

令和元年11月12日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

- 1 開発区域又は工区に含まれる地域の名称
西脇市高松町字荒子80番3、80番4、88番3、106番1
- 2 開発許可を受けた者の住所及び氏名又は名称
西脇市高田井町125番2
有限会社井上鉄工所 代表取締役 井上 恵介
- 3 許可年月日及び許可番号
令和元年10月3日
兵庫県指令北播（加土）（建）第1—1—2号（31西脇）



都市計画法第36条第3項に基づく工事完了公告

都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条第1項の規定による許可に係る次の開発行為に関する工事は、完了した。

令和元年11月12日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

- 1 開発区域又は工区に含まれる地域の名称
三木市府内町145番1、145番2の一部
- 2 開発許可を受けた者の住所及び氏名又は名称
東京都西東京市北原町三丁目2番22号
株式会社アーネストワン 代表取締役 松 林 重 行
- 3 許可年月日及び許可番号
平成31年4月24日
兵庫県指令北播（加土）（建）第1—22—2号（30三木）

都市計画法第36条第3項に基づく工事完了公告

都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条第1項の規定による許可に係る次の開発行為に関する工事は、完了した。

令和元年11月12日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

- 1 開発区域又は工区に含まれる地域の名称
神崎郡福崎町南田原字北西2713番5、2719番1、2719番2、2719番1地先里道
- 2 開発許可を受けた者の住所及び氏名又は名称
姫路市岡田594番地1
株式会社ベル・コーポレーション 代表取締役 山 田 忠
- 3 許可年月日及び許可番号
令和元年7月26日
兵庫県指令中播（姫土）（建）第1－8号（1福崎）

病 院 局 公 告

入札公告

次のとおり一般競争入札に付す。

令和元年11月12日

兵庫県病院事業契約担当者

兵庫県病院事業管理者 長 嶋 達 也

- 1 入札に付する事項
 - (1) 件名及び数量
検査試薬SPDシステム 一式
 - (2) 納入期限
令和2年3月19日(木)
納入期限までに業務に支障のないよう機器を導入し、受発注業務の動作確認を行うこと。
 - (3) 納入場所

病 院 名	所 在 地	設置場所
尼崎総合医療センター	尼崎市東難波町2-17-77	検査部
西宮病院	西宮市六湛寺町13-9	検査部
加古川医療センター	加古川市神野町神野203	検査部
淡路医療センター	洲本市塩屋町1-1-37	検査部
こころの医療センター	神戸市北区山田町上谷上字登り尾3	検査室
丹波医療センター	丹波市氷上町石生2002-7	検査部
こども病院	神戸市中央区港島南町1丁目6-7	検査部
がんセンター	明石市北王子町13-70	検査部
姫路循環器病センター※	姫路市西庄甲520	検査部

※令和4年度に姫路循環器病センターと製鉄記念広畑病院を統合のうえ、姫路市神屋へ移転予定

- (4) 入札方法
上記(1)の物品について入札に付する。
落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格と

するので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

2 一般競争入札参加資格

入札に参加できる者は、次に掲げる要件を全て満たしていることについて、契約担当者による確認を受けた者であること。

- (1) 物品関係入札参加資格者として、兵庫県（以下「県」という。）の物品関係入札参加資格（登録）者名簿に登録されている者又は登録されていない者で参加申込みの期間中に、出納局管理課へ申請し、開札の日時までに物品関係入札参加資格者として認定された者であること。
- (2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に基づく県の入札参加資格制限基準による資格制限を受けていない者であること。
- (3) 一般競争入札参加申込書兼競争参加資格確認申請書（以下「申込書」という。）の提出期限日及び当該調達の入札の日において、県の指名停止基準に基づく指名停止を受けていない者であること。
- (4) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立て及び民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てがなされていない者であること。
- (5) 兵庫県立病院検査試薬統一管理システム仕様書の条件を全て満たすことができる機器を準備できること。
- (6) 検査試薬統一管理システムを導入後、別途定めるシステムの保守を行うことができること。

3 契約条項を示す場所、入札説明書の交付場所及び期間

(1) 交付場所

〒650-8567 神戸市中央区下山手通5丁目10番1号
兵庫県病院局経営課業務班
電話（078）341-7711 内線3476

(2) 交付期間

令和元年11月12日（火）から同年12月6日（金）まで（土曜日及び日曜日を除く。）
午前9時から午後4時まで（正午から午後1時までを除く。）

4 入札参加申込及び入札書の提出期間

(1) 申込の提出場所及び問合せ先

前記3(1)に同じ。

(2) 申込期間

前記3(2)に同じ。

(3) 開札の日時及び場所

令和元年12月20日（金）午前10時 兵庫県庁西館1階大入札室

(4) 入札書の受領期限

上記(3)の開札の日時及び場所に直接入札書を提出すること。ただし、郵送又は民間事業者による信書の送達に関する法律（平成14年法律第99号）第2条第6項に規定する一般信書便事業者若しくは同条第9項に規定する特定信書便事業者による同条第2項に規定する信書便による入札については、令和元年12月19日（木）午後5時までに上記(1)の場所に必着のこと。

5 その他

(1) 契約手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

(2) 入札保証金

契約希望金額（入札書記載金額の100分の110）の100分の5以上の額の入札保証金を令和元年12月19日（木）午後4時までに納入しなければならない。ただし、保険会社との間に県を被保険者とする入札保証保険契約を締結した場合は、その保険証書を入札保証金に代えて提出すること。

(3) 契約保証金

落札金額が200万円（消費税及び地方消費税を含む。）を超える場合には、契約金額の100分の10以上の額の契約保証金を契約締結日までに納入しなければならない。ただし、保険会社との間に県を被保険者とする履行保証保険契約を締結した場合は、その保険証書を契約保証金に代えて契約締結日までに提出すること。

(4) 入札に関する条件

- ア 入札書が所定の場所に所定の日時までに到達していること。
- イ 所定の額の入札保証金（入札保証金に代わる担保の提供を含む。）が所定の日までに納入されていること。ただし、入札保証金に代えて入札保証保険証書を提出する場合は、保険期間が契約締結予定日（令和元年12月26日（木））までであること。
- ウ 入札者又はその代理人が同一事項について2通以上した入札でないこと。
- エ 同一事項の入札において、他の入札者の代理人を兼ねた者又は2人以上の入札者の代理をした者の入札でないこと。
- オ 連合その他の不正行為によってされたと認められる入札でないこと。
- カ 入札書に入札金額並びに入札者の氏名及び押印があり、入札内容が分明であること。
- キ 代理人が入札をする場合は、入札開始前に委任状を入札執行者に提出すること。
- ク 入札金額は、特に指示した場合のほか、総価格を記入すること。
- ケ 入札書に記載された入札金額が訂正されていないこと。
- コ 再度入札に参加できる者は、次のいずれかの者であること。
- (7) 初度の入札に参加して有効な入札をした者
- (4) 初度の入札において、上記アからケまでの条件に違反し無効となった入札者のうち、ア、エ又はオに違反し無効となった者以外の者
- サ 落札金額が200万円（消費税及び地方消費税を含む。）を超える場合には、落札者が暴力団でないこと等についての誓約書を落札決定後直ちに提出すること。
- (5) 入札の無効
本公告に示した一般競争入札参加資格のない者のした入札、仕様を満たさない者のした入札、期日までに定められた入札保証金を納めない場合、提出書類に虚偽の内容を記載した者のした入札及び入札に関する条件に違反した入札は、無効とする。
- (6) 契約書作成の要否
要作成
- (7) 落札者の決定方法
入札説明書で示した物品を納入できると契約担当者が判断した入札者であって、病院局会計規程（平成14年兵庫県病院局管理規程第17号）第79条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。
- (8) その他
詳細は、入札説明書による。

公安委員会規則

兵庫県道路交通法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和元年11月12日

兵庫県公安委員会委員長職務代理者

兵庫県公安委員会委員 奥谷勝彦

兵庫県公安委員会規則第4号

兵庫県道路交通法施行細則の一部を改正する規則

兵庫県道路交通法施行細則（昭和35年兵庫県公安委員会規則第11号）の一部を次のように改正する。

第1条第3項第2号中「申請」の右に「（以下「免許証の再交付の申請」という。）」を加え、同項第6号中「第104条の4第5項」の右に「（法第105条第2項において準用する場合を含む。）」を加え、同項第16号中「申請」の右に「（以下「運転経歴証明書再交付の申請」という。）」を加える。

第2条第2項第7号中ウを削り、エをウとし、オからキまでをエからカまでとする。

第2条の2第1項第1号中「同条第2項第7号アからキまで」を「同条第2項第7号アからカまで」に改め、同条第3項中「、同項第1号に掲げる除外標章にあっては1年、同項第2号に掲げる除外標章にあっては」を削り、「3年」の右に「を超えない期間」を加える。

第17条の2本文中「当該申請又は申出を」の右に「別表第4に掲げる者を經由して」を加え、同条ただし書を削り、同条第3号中「別表第4に掲げる者を經由して行う法第104条の4第5項に規定する」を削り、同号を同条第4号とし、同条第2号中「別表第4に掲げる者を經由して行う」を削り、同号を同条第3号とし、同条

第1号中「別表第4に掲げる者を経由して行う」を削り、同号を同条第2号とし、同号の前に次の1号を加える。

(1) 免許証の再交付の申請

第17条の2に次の1号を加える。

(5) 運転経歴証明書の再交付の申請

第18条の2中「法第104条の4第5項に規定する」及び「規則第30条の12に規定する」を削り、「記載事項の変更」を「記載事項変更」に改め、「規則第30条の13に規定する」を削る。

様式第15号の裏面を次のように改める。

(裏)

遵守事項

1 この標章の交付を受けた目的、場所及び期間の範囲を超えて使用しないこと。

※ 次のような駐車はできません。

- 駐停車禁止場所の駐車（道路交通法第44条及び第75条の8第1項）
- 法定の駐車禁止場所の駐車（道路交通法第45条第1項各号及び第2項）
- 駐車の方法に従わない駐車（道路交通法第47条）
- 車庫代わり駐車（自動車の保管場所の確保等に関する法律第11条第1項）
- 長時間駐車（自動車の保管場所の確保等に関する法律第11条第2項）

2 この標章を許可に係る車両以外の車両に使用しないこと。

3 この標章を使用する場合は、車両の前面ガラスの見やすい箇所に、駐車許可車標章であることが表示された面が前面から見やすいように掲示すること。

4 現場において、警察官等の指示があった場合は、その指示に従うこと。

5 次の場合は、この標章(3)の場合は、発見し、又は回復した標章)を速やかに返納してください。

(1) 駐車許可の期間が経過したとき。

(2) 交付を受けた理由がなくなったとき。

(3) 再交付を受けた後において、亡失した標章を発見し、又は回復したとき。

許可条件

様式第41号の3を次のように改める。

様式第41号の3 (第18条の2関係)

資料	36	50	51	
区分	交付・再交付	修正登録	記載事項変更	

受理警察署等	警察署 警部派出所
--------	--------------

確認方法	
住民票写し	
在留カード等	
その他	

交 付 運転経歴証明書再 交 付申請 (届出) 書 記載事項変更 年 月 日															
兵庫県公安委員会 様															
区 分		<input type="checkbox"/> 交付申請 <input type="checkbox"/> 再交付申請 <input type="checkbox"/> 記載事項変更届													
申 請 者	フリガナ氏名												男 女		
		年 月 日生 (歳)													
	現住所												電話 () —		
変 更 前	旧住所														
	旧氏名				旧生年月日									年 月 日生	
取消申請年月日 又は 失効年月日	取消・失効				申請取消公安委員会 又は 交付公安委員会				公安委員会						
	年 月 日														
取得していた免許の種類	大 型	中 型	準 中 型	普 通	大 特	大 自 一	普 自 二	小 特	原 付	け 引	大 二	中 二	普 二	大 特 二	け 引 二

注 申請者は太枠線内を記載してください。

経歴証明書番号 (免許証番号)																				
--------------------	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--

交付予定日	年 月 日
-------	-------

旧経歴証明書交付	有 無
----------	-----

取扱者	
-----	--

- 注 1 運転経歴証明書の交付の申請が出来る方
- (1) 運転経歴証明書の交付申請日前5年以内に、申請による取消しで全部の免許を取り消された方又は免許を失効した方で、かつ、現に受けている免許がない方
 - (2) 記載事項が判読できる旧運転経歴証明書をお持ちの方で、かつ、現に受けている免許がない方
- 2 運転経歴証明書は、申請による取消しを受けた日又は免許が失効した日前5年間の自動車等の運転に関する経歴について証明するものです。
 - 3 運転経歴証明書では、自動車等を運転することはできません。
 - 4 交付後に住所等記載事項に変更が生じた場合は、速やかに変更事項の届出をしてください(記載事項の変更については、手数料は不要です。)
 - 5 亡失、破損等をされた場合は、再交付を申請することができます。
 - 6 運転経歴証明書の申請を警察署で行う場合は、申請用写真(縦3.0センチメートル×横2.4センチメートル)1枚が必要となることがあります。

手数料 (1,100円)
証紙貼付け 箇所
(記載事項変更は無料)

受 付 印

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、令和元年12月15日から施行する。ただし、第1条、第17条の2、第18条の2及び様式第41号の3の改正規定は、同月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規則の施行の際現に改正前の兵庫県道路交通法施行細則（以下「改正前の規則」という。）の規定により交付を受けている禁止除外車標章は、その有効期間が満了するまでの間は、なおその効力を有する。
- 3 この規則の施行の際現に改正前の規則の規定により受理している禁止除外車標章の交付に係る事務については、なお従前の例による。
- 4 この規則の施行の際現に改正前の規則の規定により交付を受けている駐車許可車標章（次項の規定により交付を受けた駐車許可車標章を含む。）は、その有効期間が満了するまでの間は、改正後の兵庫県道路交通法施行細則（以下「改正後の規則」という。）の相当規定により交付を受けたものとみなす。
- 5 改正前の規則に規定する駐車許可車標章及び運転経歴証明書交付再交付記載事項変更申請（届出）書の様式については、改正後の規則に規定する様式にかかわらず、当分の間使用することができる。